

大阪府国民保護措置実施マニュアル

(緊急処理事態(NBCテロ対処)措置実施マニュアル)

平成31年3月

大 阪 府

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	
第2節 対象	
1 処理事態等	
2 実施体制	
3 緊急処理事態対策本部の設置・運営（国民保護措置以外のNBCテロ対処を含む。）	
(1) 緊急処理事態対策本部の設置	
(2) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項	
第3節 職員の配備体制	
第2章 活動体制の確立	3
第1節 組織体制	4
1 防災・危機管理警戒体制	4
(1) 防災・危機管理警戒班	
(2) 地域情報班	
2 緊急危機対策室	6
3 防災・危機管理指令部	7
4 災害対策本部	10
5 府国民保護対策本部	11
6 対策本部各班の事務分掌	16
7 各部局の応急対策業務等	30
(1) 定義	
(2) 応急対策業務の実施期間の設定	
(3) 各部局の主な応急対策業務	
8 出先機関等の体制及び事務分掌	38
(1) 出先機関等の体制	
(2) 出先機関等の長の事務分掌	
第2節 配備体制の確立	40
1 第一報の情報伝達	40
2 火災・災害等即報要領に基づく収集・報告	40
3 防災情報システムを活用した収集・報告	40
4 知事等の緊急登庁	41

(1) 知事	
(2) 対策本部員・指令部員等	
5 動員体制の配備	41
(1) 配備基準	
(2) 配備指令等	
(3) 配備職員数	
(4) 職員配備状況・安否の報告	
第3節 府と他機関の連携	44
1 国との連携、自衛隊の派遣要請	44
(1) 国対策本部との連携	
(2) 自衛隊の派遣要請	
(3) 派遣部隊の受入れ体制	
(4) 派遣部隊の撤収	
第4節 府内消防の相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請等	45
1 府内消防の相互応援	45
2 緊急消防援助隊の派遣要請	46
(1) 実施方法	
(2) 関係機関との連携	
3 応援を実施する場合	46
4 広域応援等の要請	47
(1) 他の都道府県に対する応援の求め	
(2) 指定行政機関等の長等に対する応援の求め	
5 市町村との連携	48
(1) 市町村に対する応援	
(2) 市町村の要請による職員派遣	
6 指定（地方）公共機関との連携	49
(1) 指定（地方）公共機関への措置要請	
(2) 指定（地方）公共機関に対する応援	
7 住民等の自発的な協力との連携	49
8 広域応援の受入れ	49
(1) 受入計画	
(2) 部隊の誘導	

(3) 広域防災連絡会議の設置	
(4) 災害時用臨時ヘリポートの開設	
(5) 府の対策本部への受入れ	
第3章 警報・緊急通報	51
第1節 警報	51
1 知事による警報の通知・伝達	51
(1) 通知・伝達の内容	
(2) 通知・伝達先	
(3) 通知・伝達手段	
(4) 避難行動要支援者への伝達	
(5) 警報の解除	
2 緊急通報の発令	54
(1) 武力攻撃災害の兆候が発見された場合の措置	
(2) 知事による緊急通報の発令	
(3) 知事による緊急通報の通知	
(4) 知事による緊急通報の報告	
(5) 緊急通報の解除	
第4章 武力攻撃等災害への対処	57
第1節 消火・救助・救急活動	57
1 市町村からの要請	57
2 現地関係機関による連絡会議	57
(1) 招集	
(2) 構成	
(3) 主な役割	
第2節 保健医療救護活動	58
1 保健医療活動に関する府の組織体制	58
2 医療情報の収集・提供活動	58
3 現地医療対策	59
(1) 保健医療活動チームの派遣要請	
(2) 保健医療活動チームの搬送手段の確保	
4 後方医療対策	59
(1) 後方医療の確保	

(2) 患者搬送	
5 医薬品等の確保・供給活動	60
6 個別疾病対策	60
7 N B C 攻撃を受けた場合の医療活動	60
第3節 避難の指示	61
1 避難指示の流れ	61
(1) 府が要避難地域を管轄する場合	
(2) 府が避難先地域を管轄する場合	
2 避難の指示	62
(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難	
(2) N B C 攻撃における避難	
(3) 府域内から府域内へ避難する場合	
(4) 府域内から府域外へ避難する場合	
第4節 退避の指示	68
1 内容	68
2 伝達・通知	68
第5節 警戒区域の設定	68
1 要件	68
2 方法	69
(1) 区域の特定	
(2) 区域の明示	
(3) 住民への広報・周知	
(4) 関係機関への通知・連絡	
(5) 立入制限・禁止、退去命令	
(6) 設定の要請	
第6節 被災者の生活支援	70
1 救援の実施	71
(1) 知事による救援の実施	
(2) 日本赤十字社大阪府支部との連携	
2 救援の実施・収容施設の供与	71
(1) 避難施設の開設	
(2) 避難施設の管理運営	

3	救援の実施・応急仮設住宅の供与	72
	(1) 応急仮設住宅の割合	
	(2) 応急仮設住宅の建設(建設型仮設住宅)	
	(3) 応急仮設住宅の借上げ	
	(4) 公共住宅の一時入居	
	(5) 住宅に関する相談窓口の設置	
4	救援の実施・飲料水、食品の供給体制	73
	(1) 物資等の運用要請	
	(2) 飲料水の供給	
	(3) 食糧の供給	
5	救援の実施・生活必需品の給与・貸与の供給	76
	(1) 災害用備蓄物資の供給	
	(2) 生活必需品等の調達斡旋	
6	救援の実施・被災者の捜索・救出	76
	(1) 情報の収集・提供	
	(2) 捜索・救出の実施	
	(3) 相互応援	
7	救援の実施・遺体の処理、火葬等	77
	(1) 遺体の検案等	
	(2) 広域火葬の実施	
	(3) 必要物資の調達等	
8	救援の実施・電話その他の通信設備	77
9	救援の実施・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	78
	(1) 市町村との調整等	
	(2) 応急修理の実施等	
	(3) 資機材の確保	
10	救援の実施・学用品の給与	78
11	救援の実施・生活支障物の除去	78
第7節	安否情報の収集・提供	80
1	安否情報事務の全体的な流れについて	81
2	安否情報の収集	81
	(1) 避難住民の安否情報	

(2) 負傷した住民の安否情報	
(3) 死亡した住民の安否情報	
3 安否情報の報告	81
(1) 市町村から府への報告	
(2) 府から総務省への報告	
4 安否情報の照会	82
(1) 安否情報照会書の提出	
(2) 照会者の本人確認	
5 安否情報の回答	82
6 日本赤十字社による安否情報の収集・提供	82
7 個人情報の保護等への配慮	82
第8節 生活関連等施設の安全確保	82
1 生活関連等施設の安全確保	82
(1) 施設管理者に対する要請	
(2) 連絡体制の確保と情報の共有	
(3) 立入制限の指定の要請	
(4) 府が管理する施設の安全の確保	
2 石油コンビナート等に係る災害への対処	83
(1) 異常現象の通報	
(2) 石油コンビナート等防災本部の設置	
3 原子力事業所に係る災害への対処	84
4 N B C 攻撃（緊急対処事態）による災害への対処	86
(1) 汚染拡大の防止・汚染物質等の移動制限等	
(2) 関係機関の連携	
(3) 除染活動	
第9節 保健衛生活動	87
1 防疫活動	87
2 食品衛生監視活動	87
3 避難住民等の健康維持活動	87
4 動物の保護等に関する配慮	88
5 応援要請	88
第10節 廃棄物の処理	88

1	し尿処理	88
2	ごみ処理及び災害廃棄物処理	88
第11節 文化財の保護		89
1	重要文化財等の被害防止	89
2	国宝等の被害防止	89
3	大阪府指定文化財の被害防止	89
第12節 社会秩序の維持		89
1	住民への呼びかけ	89
2	生活関連物資の価格安定等	89
3	府税の減免等	89
4	就労状況の把握と雇用の確保	90
5	生活再建資金の融資等	90
6	応急教育の実施	90
	(1) 教育施設の応急整備	90
	(2) 応急教育体制の確立	90
第5章 特殊標章等の交付・管理		
第1節 特殊標章・身分証明書の交付・管理		92
1	様式	92
2	対象者	93
3	手続	93
	(1) 府職員	
	(2) 受託者	
	(3) 協力者	
	(4) 指定地方公共機関	

第1章 総則

第1節 目的

このマニュアルは、大阪府域において、武力攻撃等から府民等の生命・身体及び財産を保護し、府民生活・府民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

第2節 対象

1 対処事態等

このマニュアルが対象とする事象は、「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）の事態とする。

2 実施体制

大阪府災害等応急対策実施要領（以下「要領」という）、第一章「総則」第二節「対象」2に記す「災害等応急対策実施組織」に準じ、府域において事態等が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置し、応急対策活動を実施する組織で、次に掲げるものとする。

- (1) 防災・危機管理警戒班
- (2) 緊急危機対策室
- (3) 防災・危機管理指令部
- (4) 災害対策本部
- (5) 国民保護対策本部
- (6) 現地対策本部

3 緊急対処事態対策本部の設置・運営

(1) 緊急対処事態対策本部の設置

緊急対処事態においては緊急対処事態対策本部を設置し、国が決定する緊急対処事態方針に基づき、関係機関の実施する保護措置を総合的に推進する。

(2) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処事態における保護措置については、本マニュアルに定める武力攻撃等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）
関係機関現地連絡会議（現地調整所） *発災市町村が開設、初動対処関係機関の現地調整	現地調整所 *大規模に至らない、テロ事象の発災のあった場合も

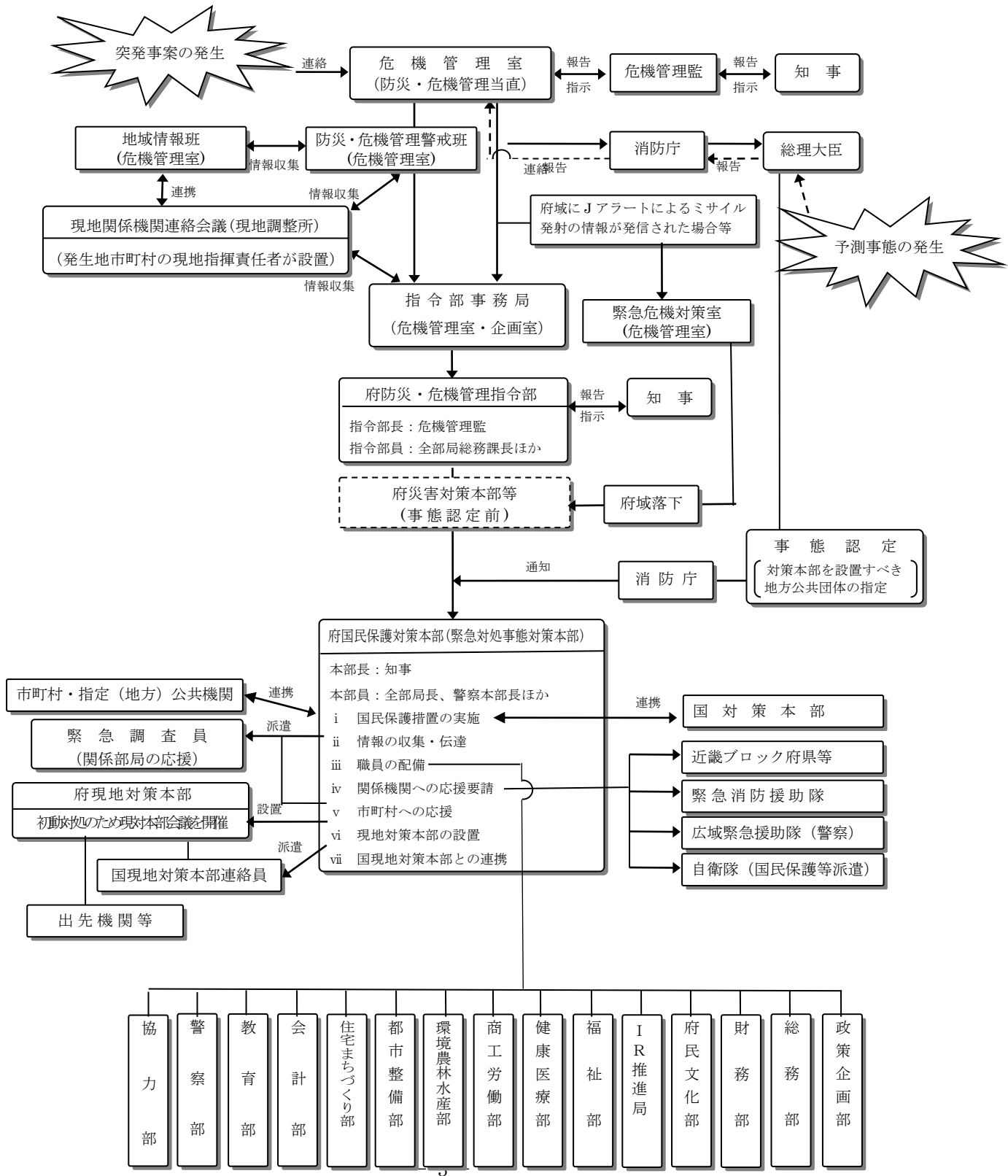
現地対策本部	市町村が開設、初動対応関係機関の現地調整 現地対策本部
武力攻撃	緊急対応事態における攻撃
対応基本方針	緊急対応事態対応方針

第
3 節

職員の配備体制

府域において、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、大阪府災害等応急対策実施要領要領に基づき、職員に対し、非常1号配備、非常3号配備の配備指令を行うものとし、知事及び各部局長は、災害対応に従事させる職員の増減を適宜行うことができる。

第 2 章 活 動 体 制 の 確 立



第2章 活動体制の確立

第1節 組織体制

1 防災・危機管理警戒体制

(1) 防災・危機管理警戒班

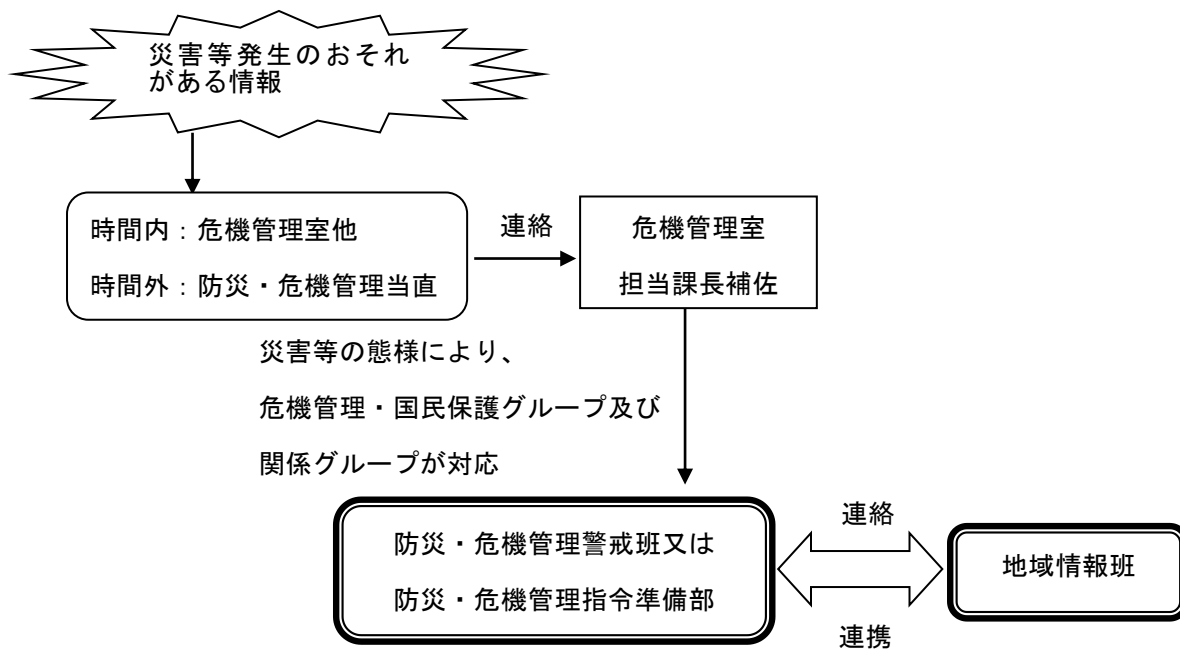
危機管理室長は、テロ等により府民生活への影響が予想されるもしくは府域において多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生したときは、防災・危機管理警戒班（以下「警戒班」という）に対し活動の開始を指示する。

開始基準	ア テロ等により府民生活への影響が予想される場合 イ 府域において多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生したとき
解除基準	ア 事態等に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合 イ 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき
組織	ア 【班長】 危機管理室課長補佐 イ 【班員】 危機管理室職員(管理職を除く)
編成	警戒班の編成は、危機管理室長が毎年度当初に別に定める。
活動内容	ア 国、警察、消防庁等が発する情報などの収集 イ 初動対処に備えた関係機関との調整 ウ 市町村の住民避難体制の確認、情報収集 エ 消防、警察など関係機関への連絡 など

(2) 地域情報班

事態発生のある恐れがある市町村を管内に有する土木事務所地域防災監は、次の活動の開始又は解除基準に該当する場合、活動の開始又は解除を指示する。

開始基準	ア 警戒班又は防災・危機管理指令部が設置され、危機管理室長が必要と認めたとき イ その他当該土木事務所地域防災監が必要と認めたとき
解除基準	ア 事態等に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合 イ 地域連絡部が設置されたとき ウ その他当該土木事務所地域防災監が認めたとき
組織	ア 【班長】 土木事務所地域防災監又は土木事務所地域防災監の指名した職員 イ 【班員】 土木事務所主査及び府民センタービル内出先機関職員又は土木事務所地域防災監の指名した職員
活動内容	ア 関係機関現地連絡会議の調整、管内市町村体制の把握 イ 管内市町村の住民避難情報等の収集 など



2 緊急危機対策室

危機管理監は、弾道ミサイル発射事案において、府がJアラート対象地域に指定されたときは、緊急危機対策室の活動を開始し、情報収集等を行う。

活動基準	<p>ア 府がJアラート対象地域に指定されたとき</p> <p>イ 領土や領海に弾道ミサイルが落下したとき</p> <p>※ 領土外、領海外に落下した場合や、Jアラート対象地域に指定されなかった場合は、災害対策課長（勤務時間外は待機幹部）及び危機管理・国民保護グループによる情報収集を行う。</p> <p>※ 府域に落下した場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p>※ 上記以外の場合は、危機管理監の判断で別途、体制をとる。</p>
解除基準	<p>ア 事態等に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合。</p> <p>イ 災害対策本部等の活動を開始したとき。</p>
組織	<p>ア 【室長】危機管理監</p> <p>イ 【室員】危機管理室職員</p> <p>危機管理室長、災害対策課長、災害対策課参事、待機幹部(勤務時間外のみ)、危機管理・国民保護グループ員</p>
活動内容	<p>ア 府内に被害報告があった場合は消防庁へ連絡及び災害対策本部の設置。</p> <p>イ その他、国、警察、消防等が発する情報などの収集</p> <p>ウ 初動対処に備えた関係機関との調整</p> <p>エ 消防、警察など関係機関への連絡 等</p> <p>オ 消防庁が一斉 FAX 等で下記例のような緊急連絡を行った場合、その指示に従うこと。（例）消防本部へ、1時間以内に被害状況の確認。</p> <p>カ 抗議文作成・発出</p> <p>キ （核弾頭の場合）府域のモニタリングポストの数値確認</p>

3 防災・危機管理指令部

(1) 指令部

危機管理監（指令部長）は、次の設置基準に該当するとき、防災・危機管理指令部を設置し、以下のとおり災害等応急対策を実施する。

活動基準	府域において多数の死傷者や建造物の破壊などの大規模な事案が発生したとき
解除基準	ア 災害発生のおそれが解消したとき イ 災害応急対策が概ね完了したとき
組織	ア【部長】危機管理監 イ【副部長】危機管理室長 ウ【部員】関係課長 政策企画総務課長、企画室政策課参事、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、法務課長、財政課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、都市整備総務課長、道路環境課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育庁教育総務企画課長 *空港施設(除く八尾空港)被害時は、空港・広域インフラ課長を召集 *港湾、漁港被害時は、水産課長、港湾局経営振興課長を召集
招集場所	ア 大手前に勤務する指令部員については、新別館北館1階災害対策本部会議室 イ 咲州庁舎に勤務する指令部員については、咲州庁舎20階共用会議室(海側) ただし、事態発生状況等により咲州庁舎への参集に支障がある場合は、災害対策本部会議室に参集する。 ※港湾局経営推進課長の参集場所は災害対策本部会議とする。
指令部会議の開催	危機管理監(指令部長)は、事案の発生により、重大な人的、物的被害を認めたときは、速やかに、危機管理室長(指令副部長)、各局総務課長(指令部員)を招集して、指令部会議を開催する。
会議内容	ア 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析 i 市町村からの情報 ii 消防、警察等からの情報 iii 市町村への現地調査員の派遣 イ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整 i 緊急消防援助隊の応援要請準備 ii 関西広域連合への応援要請準備 iii 警察災害派遣隊の応援要請の状況確認 iv 自衛隊への国民保護等派遣の要請準備 ウ 職員の配備体制 i 本庁、出先機関の職員配備体制の検討・準備 ii 国民保護対策本部等への関係機関の連絡員派遣要請の準備

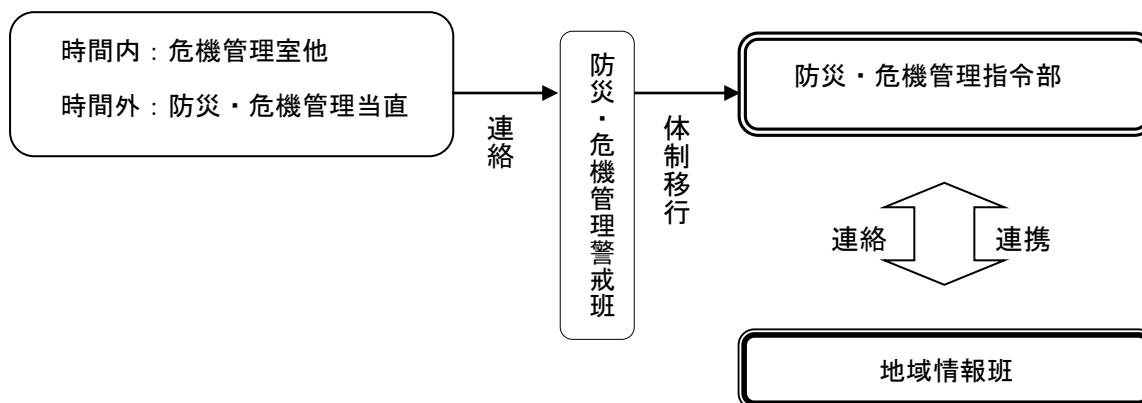
	エ 府民への広報及び報道機関との連絡調整 i 府広報媒体を活用した広報の準備 ii 報道機関への情報提供 オ 府災害対策本部等の設置の必要性の検討及び事態認定による国民保護対策本部の設置を想定した準備 カ 知事、副知事への連絡（状況に応じ、知事の登庁手段の確保）本部員等への連絡 キ 対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営
--	--

(2) 指令部事務局

指令部長は、指令部の運営を円滑に行うため、事務局職員を招集し、以下のとおり事務を実施する。

班	主な業務項目
統括	<ul style="list-style-type: none"> ○発生事態の対策に関する基本方針作成 ○情報の総合集約(事務局班長会議の主催) ○対策に関する総合調整 ○事務局内の人員調整 ○報道提供資料作成 ○石コンに関する情報収集、対策立案、報道広報対応、調整など全般
総務・ 広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各部局との連絡調整 （体制連絡・会議開催通知・リエゾン派遣要請など） ○関係会議の準備・運営 ○会議録の作成 ○議会对応 ○事務局班長会議の決定事項の記録 ○事務局、関係機関要員の執務環境対応 ○文書管理 ○消防学校の被害状況確認 ○知事緊急会見放送(マスコミ以外)対応※ ○府民向け広報の実施 （府HP※、防災ネットの更新、防災情報メール、その他 SNS※の発信、放送事業者への通知など） ○府民からの問い合わせ対応 ○総務・広報班活動記録(画像、文書)作成 <p>※印は府政情報室と連携</p>
報道班	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関対応 ○プレスセンター開設 ○緊急放送要請 ○報道班活動記録(画像、文書)作成

<p>情報班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○情報等の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・国(事態情報、対策等) ・市町村(被害情報等) ・交通・ライフライン(被害情報等) ○状況地図の作成 (地図への被害情報等の書き込み) ○情報班活動記録(画像、文書)作成
<p>対策班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○情報班より引き継いだ対応必要案件について、対策を検討し、対応する。 ○応急措置、応急対策の検討 ○防災関係機関への応援要請・活動調整 ○庁内各部局、事務局各班等への指示 ○国民保護法適用に係る調整 ○業務経過表の作成 ○対策班活動記録(画像、文書)作成



4 災害対策本部

(1) 災害対策本部

知事は、次の設置基準に該当するときは、大阪府災害対策本部(以下「災対本部」という)を設置し、以下のとおり災害応急対策を実施する。

設置基準	<p>ア 指令部等が、府域において武力攻撃や緊急対処事態4類型に該当する可能性のある災害が発生するなどして、多数の死傷者や建造物の破壊などの大規模な被害により社会的影響が大きいと認められる場合</p> <p>イ その他知事が必要と認めたとき</p>
廃止基準	<p>ア 災害等応急対策がおおむね完了したとき</p> <p>イ その他、災害対策本部長が認めたとき</p>
組織	<p>ア 【本部長】 知事</p> <p>イ 【副本部長】 副知事①～③、危機管理監④</p> <p>ウ 【本部員】 政策企画部長、報道監、危機管理室長⑤、総務部長、財務部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p>
招集場所	<p>ア 大手前に勤務する本部員については、新別館北館1F災害対策本部会議室</p> <p>イ 咲州庁舎に勤務する本部員については、原則、咲州庁舎20F共用会議室(海側)</p> <p>ただし、事態発生状況等により咲州庁舎への参集に支障がある場合は、災害対策本部会議室に参集する。</p> <p>※港湾局経営推進課長の参集場所は災害対策本部会議とする。</p>
災害対策本部会議の開催	<p>災対本部の所掌事務について方針を策定し、それを実施するため本部長は、必要の都度、副本部長及び本部員を招集し災対本部会議を開催する。また、本部長は、災対本部員及び各部連絡責任者を会議に出席させることが出来る。災対本部会議の運営・議事進行は危機管理監が行う。</p> <p>なお、第1回災害対策本部会議は、発災後1時間から1時間半を目途に開催する。</p>
災害対策本部会議の内容	<p>ア 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析</p> <p> i 市町村からの情報</p> <p> ii 消防、警察等からの情報</p> <p> iii 市町村への現地調査員の派遣</p> <p>イ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整</p> <p> i 緊急消防援助隊の応援要請準備</p> <p> ii 関西広域連合への応援要請準備</p> <p> iii 警察災害派遣隊の応援要請の状況確認</p> <p> iv 自衛隊への国民保護等派遣の要請準備</p> <p>ウ 職員の配備体制</p> <p> i 本庁、出先機関の職員配備体制の検討・準備</p> <p> ii 国民保護対策本部等への関係機関の連絡員派遣要請の準備</p>

	エ 府民への広報及び報道機関との連絡調整 i 府広報媒体を活用した広報の準備 ii 報道機関への情報提供 オ 災害対策本部等の設置の必要性の検討事態認定による国民保護対策本部の設置を想定した準備 i 知事、副知事への連絡（状況に応じ、知事の登庁手段の確保） ii 本部員等への連絡 カ 対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営
--	--

(2) 本部事務局

事務局体制については、指令部事務局体制表を準用する。

なお、指令部長は、その旨を各部連絡責任者に通知する。

(3) 現地対策本部及び事務局

大阪府災害等応急対策実施要領に準じて、必要に応じて設置する。

5 府国民保護対策本部

(1) 府国民保護対策本部

知事（本部長）は、次の設置基準に該当するときは、国民保護対策本部を設置し、以下のとおり国民保護対策を実施する。

設置基準	ア 内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき イ 知事が内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を行うよう要請し、指定の通知を受けたとき。
廃止基準	内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の解除の通知を受けたとき
組織	ア【本部長】知事 イ【副本部長】副知事①～③、危機管理監④（※○は本部長の代理順序） ウ【本部員】政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部長
招集場所	ア 大手前に勤務する本部員は、新別館北館1階災害対策本部会議室 イ 咲州庁舎に勤務する本部員は、咲州庁舎20階共用会議室 ただし、府庁舎が被災又は要避難地域にあたる場合は、近接の府民センタービル、又は当該市町村と協議のうえ被災地近接の市町村庁舎等で、開催する。 ただし、事態発生状況等により咲州庁舎への参集に支障がある場合は、災害対策本部会議室に参集する。 ※港湾局経営推進課長の参集場所は災害対策本部会議とする。
国民保護対策本部会議の開催	本部長は、方針を策定し、それを実施するため、副本部長、本部員を招集して、対策本部会議を開催する。 また、本部長は事態の状況に応じて、防災・危機管理対策指令部員を出

	席させることができるとともに、市町村、消防、海上保安本部、自衛隊等関係機関の職員の出席を求める。
国民保護対策本部会議の内容	<p>ア 国民保護措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> i 避難指示の決定・通知 ii 救援内容の決定・通知 iii 武力攻撃災害対処措置の調整・実施 <p>イ 情報の収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> i 市町村等関係機関へ対策本部設置の連絡 ii 人的・物的被害の状況把握 iii 府及び関係機関が実施した措置の確認 iv 現地調査員からの報告 <p>ウ 職員の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> i 府職員の配備体制の決定 ii 関係機関の配備体制の確認 <p>エ 関係機関に対する応援の要請及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> i 緊急消防援助隊の応援要請の決定 ii 関西広域連合への応援要請の決定 iii 自衛隊への国民保護等派遣要請の決定 iv 警察災害派遣隊の応援要請の状況確認 <p>オ 市町村への応援</p> <ul style="list-style-type: none"> i 緊急調査員の派遣の決定 <p>カ 現地対策本部の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> i 現地対策本部長、副本部長、本部員の氏名 <p>キ 国の現地対策本部との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> i 連絡員の派遣要請の決定 <p>ク その他国民保護に関する重要な事項の決定</p>

(2) 国民保護対策本部事務局

知事(本部長)は、国民保護対策本部の運営を円滑に行うため、事務局職員を招集し、以下のとおり実施する。

班	主な業務項目
統括	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の総合集約(事務局班長会議の主催) ○緊急通報の発令、避難指示の決定 ○対策に関する総合調整 ○事務局内の人員調整 ○報道提供資料作成 ○石コンに関する情報収集、対策立案、報道広報対応、調整など全般
総務・広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各部局との連絡調整 ○関係会議の準備・運営、会議録の作成 ○議会対応 ○事務局班長会議の決定事項の記録

総務・ 広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局、関係機関要員の執務環境対応 ○文書管理 ○消防学校の被害状況確認 ○知事緊急会見放送(マスコミ以外)対応※ ○府民向け広報の実施 (府HP※、防災ネットの更新、防災情報メール、その他 SNS の発信※、放送事業者への通知など) ○総務・広報班活動記録(画像、文書)作成 ※印は府政情報室と連携
報道班	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関対応 ○プレスセンター運営 ○報道提供資料作成(推進G、広報Gと連携) ○報道班活動記録(画像、文書)作成
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報等の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・国の対処方針(事態情報、対策等) ・市町村(被害情報等) ○安否に関する各市町村との連絡調整 ○安否情報システムの運用、照会対応 ○情報班活動記録(画像、文書)作成
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○情報班より引き継いだ対応必要案件について、対策を検討し、対応する。 ○救援の実施、避難施設開設の手続き ○避難先、避難経路地域の市町村との調整 ○応急措置、災害応急対策の検討 ○関西広域連合、関係機関の活動調整 ○庁内各部局、事務局各班等への指示 ○国の現地本部設置に関する調整と活動調整 ○各地域連絡部、各市町村との連絡調整 ○関西広域連合、国等との連絡調整 ○交通・ライフライン企業との連絡調整 ○避難住民数、避難手段・経路の調整 ○府以外避難の避難先府県との調整 ○危機管理センターの機器操作 ○防災行政無線、各種システムの運用 ○緊急通報、避難指示の伝達、通知、広報 ○備蓄物資の管理 ○対策班活動記録(画像、文書)作成

(3) 地域連絡部の活動

土木事務所地域防災監は、次の設置又は廃止基準に該当する場合は、地域連絡部を設置する。

設置基準	ア 対策本部が設置されたとき イ その他当該土木事務所地域防災監が必要と認めたとき
廃止基準	ア 国民保護の応急対策が完了したとき、又は現地対策本部が設置されたとき イ その他当該土木事務所地域防災監が認めたとき
対象地域	全土木事務所
組織	ア【部長】土木事務所地域防災監又は土木事務所地域防災が指名した職員 イ【部員】府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者、又は土木事務所地域防災監が指名した者 ウ【事務局員】土木事務所主査及び府民センタービル内出先機関職員、又は土木事務所地域防災監の指名した職員

(4) 現地対策本部

本部長は次の設置基準に該当する場合は、原則として被災地近接の府民センタービル、又は状況により被災地の市町村庁舎等に、現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置する。

設置基準	ア 本部長が地域的特性に応じた初動対応を含む応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要を認めたとき イ 内閣総理大臣が現地において対策本部の設置を決定したとき
廃止基準	ア 本部長が認めたとき イ 内閣総理大臣が現対本部を廃止したとき
組織	ア【本部長】内閣官房副長官 イ【副本部長】本部長が指名する者 ウ【本部員】土木事務所地域防災監、府民センタービル内出先機関の長及び保険所長
現対本部会議の開催	本部長は、初動対応のための関係機関との調整、応急対策の実施を推進するため、副本部長及び本部員を招集し、現対本部会議
現対本部会議の内容	ア 状況等の把握 ・ 被害状況の収集、関係機関の対応体制等の情報収集、市町村等との連絡調整など イ 市町村への支援 ・ 市町村対策本部への人員派遣、連絡調整など ウ 本部からの避難指示等に関する市町村対策本部、関係機関との調整 ・ 市町村が実施する住民避難の誘導への支援、補助 ・ 関係機関が実施する応急対策に関する連絡調整 エ 現地における関係機関等との連絡 ・ 救助・救急活動に係る現地関係機関連絡会議の開催など オ その他必要な事項

(5) 現対本部事務局

- i 現対本部の事務を処理するため、事務局をおく。
- ii 事務局長は、当該府民センタービル内の地域防災監とし、事務局員は、危機管理室、当該府民センタービル内の出先機関の職員のほか、現対本部長が指名した職員とし、事務局は次の事務を実施する。

班 名	事 務 分 掌
対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急対策の検討・立案に関すること。 2 対策本部との連絡調整に関すること。 3 市町村支援に関する連絡調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 現地調査員との連絡調整に関すること。 6 報道機関への対応に関すること。
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害状況、対策実施状況の収集に関すること。 2 安全情報、ライフライン情報、交通情報、道路情報、避難所の運営状況等情報の収集伝達に関すること。
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 現対本部の開設及び運営に関すること。 2 各種会議資料、記録に関すること。 3 現対本部事務局職員の服務に関すること。 4 現対本部事務局の他の班の事務分掌に属しないこと。
住 民 対 応 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民対応に関すること。 2 住民対応に関する市町村との連絡調整に関すること。

6 対策本部各班の事務分掌

本部設置時における各班の事務分掌は、大阪府処務規程（昭和28年2月1日大阪府訓令第1号）及び大阪府教育委員会事務局処務規程（昭和29年6月2日大阪府教育委員会訓令第1号）の各課の分掌事務に係る応急対策の実施（被害の把握を含む。）のほか、概ね次のとおりとする。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
政策企画部	政策企画部長	総務班	政策企画総務課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 部内の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事。 4 国の機関、国会議員等の視察・調査の受入れに関する事。 5 災害等に関する国の動勢把握に関する事。 6 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関する事。 7 国に対する緊急要望に関する事。 8 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関する事。
		秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞に関する事。 3 本部長及び副本部長の災害視察に関する事。
		事業推進班	戦略事業室 事業推進課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 京大原子炉に係る放射線災害対策に関する事。
		空港戦略班	事業戦略室 空港・広域インフラ課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 航空災害対策に関する事。 3 空港施設（八尾空港を除く）の災害等に係る連絡調整に関する事。
		青少年班	青少年・地域安全室 青少年課長	青少年施設の災害に係る連絡調整に関する事。
		応援第1班	企画室 政策課長	他の班の応援に関する事。
		応援第2班	企画室 計画課長	他の班の応援に関する事。
		応援第3班	企画室 地域主権課長	他の班の応援に関する事。
		応援第4班	戦略事業室 特区推進課長	他の班の応援に関する事。
		応援第5班	青少年・地域安全室 治安対策課長	他の班の応援に関する事。
応援第6班	サミット協力室長	他の班の応援に関する事。		

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
総務部	総務部長	法務班	法務課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事。 4 災害時の復旧・復興事業計画の策定に関する事。 5 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関する事。
		人事企画 厚生班	人事局 企画厚生課長	1 災害時における職員の服務に関する事。 2 職員の健康管理と安全確保に関する事。 3 職員の災害等補償に関する事。
		動員班	人事局 人事課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 職員の輸送計画に関する事。 3 災害等時における市町村の応援に関する事。 (国民保護法第17条に基づく派遣) 4 職員、職員の家族及び住宅の安否の調査並びに 対策に関する事。
		市町村班	市町村課長	1 市町村の災害等対策に係る起債に関する事。 2 災害等融資及び被災者への市町村民税の減免措 置等の指導に関する事。 3 市町村行政の応援に関する事。
		庁舎管理班	庁舎室 庁舎管理課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 庁舎の復旧対策に関する事 3 庁用車両の提供に関する事。 4 職員・来庁者の避難誘導に関する事。
		I T 班	IT・業務改革 課長	情報技術の支援に関する事。
		応援第1班	人事局 総務サービス課長	他の班の応援に関する事。
		応援第2班	庁舎室 庁舎周辺整備課長	他の班の応援に関する事。
		応援第3班	統計課長	他の班の応援に関する事。
		応援第4班	契約局 総務委託物品課長	他の班の応援に関する事。
応援第5班	契約局 建設工事課長	他の班の応援に関する事。		

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
財務部	財務部長	財政班	財政課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の対策関係予算その他財務に関すること。 5 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 6 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		徴税対策班	税務局 徴税対策課長	災害等による府税の減免に関すること。
		応援第1班	行政改革課長	他の班の応援に関すること。
		応援第2班	税務局税政課長	他の班の応援に関すること。
		応援第3班	財産活用課長	他の班の応援に関すること。
府民文化部	府民文化部長	府民文化 総務班	府民文化 総務課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 6 府立大学及び府立大学工業高等専門学校の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		男女参画・ 府民協働班	男女参画・ 府民協働課長	1 応急物資の調達等に係る連絡調整に関すること。 2 男女共同参画施設の災害等に係る連絡調整に関すること。
		広報広聴班	府政情報室 広報広聴課長	1 府ホームページ等への情報掲載など災害時の緊急情報の提供等に関すること。 2 災害等状況の写真に関すること。 3 府民からの相談に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
府民文化部	府民文化部長	都市魅力創造班	都市魅力創造局 企画・観光課長 魅力づくり推進課長 国際課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 来阪中の外国要人の安全確保に関すること。 2 海外出張者一行への連絡に関すること。 3 外国政府関係機関等の連絡調整に関すること。 4 外国人の被災状況に関する情報収集に関すること。 5 外国人が必要とする情報の収集及び外国人に対する行政情報の提供に関すること。 6 海外からの支援団の活動支援の調整に関すること。 7 通訳・翻訳業務の支援要請への対応に関すること。 8 所管施設の災害等に係る連絡調整に関すること。 9 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 10 大阪府国際交流財団と連携した多言語支援センター設置、外国人支援に関する調整に関すること。
		文化・スポーツ班	文化・スポーツ室 文化課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害等に係る連絡調整に関すること。
		消費生活班	消費生活センター	物価の安定に関すること。
		応援第1班	人権局 人権企画課長	他の班の応援に関すること。
		応援第2班	人権局 人権擁護課長	他の班の応援に関すること。
		応援第3班	府政情報室 情報公開課長	他の班の応援に関すること。
		応援第4班	文化・スポーツ室 スポーツ振興課長	他の班の応援に関すること。
IR推進局	IR推進局長	企画班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		推進班	推進課長	他の班の応援に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
福祉部	福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長	1 防災・危機管理指令部に関すること 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 緊急的福祉サービス提供活動の企画調整に関すること。 5 義援金に関すること。 6 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 7 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		地域福祉班	地域福祉推進室 地域福祉課長	大阪府社会福祉協議会等との連絡・調整に関すること。
		障がい福祉企画班	障がい福祉室 障がい福祉企画課長	障がい者の避難に関する市町村等への支援に関すること。
		障がい福祉自立推進班	障がい福祉室 自立支援課長	障がい者の避難に関する市町村等への支援に関すること。
		障がい福祉地域生活支援班	障がい福祉室 地域生活支援課長	障がい者の避難に関する市町村等への支援に関すること。
		障がい福祉生活基盤推進班	障がい福祉室 生活基盤推進課長	障がい者施設の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		介護支援班	高齢介護室 介護支援課長	高齢者の避難に関する市町村支援に関すること。
		高齢介護事業者班	高齢介護室 介護事業者課長	高齢者施設の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		子育て支援班	子ども室 子育て支援課長	保育所・児童養護施設等の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。
		応援第1班	地域福祉推進室 社会援護課長	他の班の応援に関すること。
		応援第2班	地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課長	他の班の応援に関すること。
		応援第3班	子ども室 家庭支援課長	他の班の応援に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
健康医療部	健康医療部長	健康医療総務班	健康医療総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。 6 保健医療調整本部の総括に関すること。 7 保健所との連絡調整に関すること。 8 DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）に関すること。 9 保健医療活動チーム（公衆衛生チーム）に関すること。
		保健医療班	保健医療室 保健医療企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療活動チーム（医事に関すること）に関すること。 2 関係機関への情報伝達に関すること。 3 府立病院機構との連絡調整に関すること。 4 監察医事務所に関すること。
		医療対策班	保健医療室 医療対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 広域災害救急医療情報システム（EMIS）に関すること。 3 DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部及びSCU本部に関すること。 4 保健医療活動チーム（他班に属するものを除く。）に関すること。 5 救急医療情報センターに関すること。 6 感染症の発生防止に関すること。 7 血液製剤の調達斡旋に関すること。 8 関係機関への情報伝達に関すること。 9 赤十字標章等の交付・管理に関すること。
		健康づくり班	保健医療室 健康づくり課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療活動チーム（歯科医療班、管理栄養士チーム）に関すること。 2 関係機関への情報伝達に関すること。
		地域保健班	保健医療室 地域保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療活動チーム（精神科医療チーム（DPAT含む））に関すること。 2 専門医療チーム（人工透析、小児周産期）に関すること。 3 関係機関への情報伝達に関すること。
		国民健康保険班	国民健康保険課長	市町村等が行う国民健康保険事業の連絡調整に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
健康医療部	健康医療部長	薬務班	薬務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品、衛生材料及び医療用消耗品・資機材の調達斡旋に関する事。 2 保健医療活動チーム（薬剤師チーム）に関する事。 3 毒物劇物に関する事。 4 関係機関への情報伝達に関する事。
		食の安全推進班	食の安全推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉乳の調達斡旋に関する事。 2 食品衛生の確保に関する事。 3 食品による健康危害事案に関する事。
		環境衛生班	環境衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪広域水道企業団及びその他水道関係機関との連絡調整に関する事。 2 水質検査等の措置の要請に関する事。 3 水質に関する情報収集及び連絡調整に関する事。 4 給水資機材の調達斡旋に関する事。 5 水道施設における被害・復旧状況の情報収集に関する事。 6 水道の広域応援の要請に関する事。 7 給水活動の実施に関する事。 8 水道施設の復旧対策に関する事。 9 そ族昆虫の駆除指導に関する事。 10 広域火葬計画に基づく応援要請に関する事。 11 し尿の適正処理に関する事。
商工労働部	商工労働部長	商工労働総務班	商工労働総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事。 4 関係団体との連絡調整に関する事。 5 災害復旧事業計画の策定に関する事。 6 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関する事。
		経営支援班	中小企業支援室 経営支援課長	中小企業の経営支援機関等との連絡調整に関する事。
		商業・サービス産業班	中小企業支援室 商業・サービス産業課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物資（生活必需品）の調達斡旋に関する事。 2 応急建築資材の調達斡旋に関する事。
		ものづくり支援班	中小企業支援室 ものづくり支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急物資（生活必需品）の調達斡旋に関する事。 2 不正計量監視に関する事。
		金融班	金融課長	中小企業の災害復旧等を支援するための融資制度に関する事

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
商工労働部	商工労働部長	労政班	雇用推進室 労政課長	1 就労状況の把握と雇用の確保に関すること。 2 大阪労働局との連絡調整に関すること。 3 (公財)西成労働福祉センターとの連絡調整に関すること。
		就業促進班	雇用推進室 就業促進課長	OSAKA しごとフィールドに関すること。
		人材育成班	雇用推進室 人材育成課長	大阪府立高等職業技術専門校及び大阪障害者職業能力開発校の生徒の避難その他の対策に関すること。
		応援第1班	成長産業振興室 産業創造課長	他の班の応援に関すること。
		応援第2班	成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課長	1 立地企業等との連絡調整に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
		応援第3班	成長産業振興室 ライフサイエンス産業課長	1 立地企業等との連絡調整に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
環境農林水産部	環境農林水産部長	環境農林水産総務班	環境農林水産総務課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5 災害対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		検査指導班	検査指導課長	被災農林、漁業者に対する災害等の融資に関すること。
		みどり企画班	みどり推進室 みどり企画課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 自然公園関係施設等の被害状況の情報収集に関すること。 3 林野火災、山地災害、地すべり、山くずれ等に関する情報収集に関すること。 4 近畿中国森林管理局への情報伝達に関すること。 5 木材の調達斡旋に関すること。
		資源循環班	循環型社会推進室 資源循環課長	1 市町村の廃棄物処理施設の稼働見込みの把握に関すること。 2 市町村の廃棄物処理施設の復旧対策に関すること。 3 損壊家屋等の災害廃棄物の把握と処理の状況に関すること。 4 災害廃棄物の広域処理に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
環境農林水産部	環境農林水産部長	産業廃棄物指導班	循環型社会推進室 産業廃棄物指導課長	1 PCBの周辺環境への拡散・漏洩の情報収集に関すること。 2 資源循環班の応援に関すること。
		事業所指導班	環境管理室 事業所指導課長	1 ダイオキシン類廃棄物の安全管理に関する情報収集に関すること 2 化学物質取扱い事業者における緊急事態の発生時の措置に関すること。 3 石綿等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩の情報収集に関すること。
		農政推進班	農政室推進課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 近畿農政局との連絡調整に関すること。 3 ため池水防活動に関すること。 4 農地及び農業用施設の被害情報収集に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 水防資機材の調達斡旋に関すること。 7 水防施設の復旧対策に関すること。
		農政整備班	農政室整備課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 ため池水防活動に関すること 3 農地及び農業用施設の被害情報収集に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 水防資機材の調達斡旋に関すること。 6 水防施設の復旧対策に関すること。
		流通対策班	流通対策室長	1 関係機関への情報伝達に関すること。 2 食料（米穀、副食品）の調達斡旋に関すること。 3 生鮮食料品の調達斡旋に関すること。 4 中央卸売市場の活動把握に関すること。
		水産班	水産課長	1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 海上災害対策に関すること。 3 関係機関への情報伝達に関すること。 4 漁港における船舶等の避難対策に関すること。 5 保有船舶の確保に関すること。
		動物愛護畜産班	動物愛護畜産課長	1 特定動物の飼養保管施設の安全確認に関すること。 2 被災動物等の保護・収容等に関すること 3 家畜飼料等の調達斡旋に関すること。 4 家畜伝染病の予防とまん延防止に関すること。 5 畜産物の復旧対策の指導に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
環境農林水産部	環境農林水産部長	応援第1班	エネルギー政策課長	他の班の応援に関する事。
		応援第2班	環境管理室 環境保全課長	他の班の応援に関する事。
都市整備部	都市整備部長	都市整備総務班	都市整備総課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関する事。
		事業管理班	事業管理室長 事業企画課長 技術管理課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事。 3 土木復旧工事用資機材、技術者の調達斡旋に関する事。 4 水防本部に関する事。 5 水防対策要員の確保に関する事。 6 水防資機材等の調達斡旋に関する事
		総合計画班	総合計画課長	復興計画の策定に関する事。
		市街地整備班	市街地整備課長	復興計画の策定に関する事。
		交通道路班	交通道路室 道路整備課長 都市交通課長 道路環境課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 道路災害等対策に関する事。 4 道路交通の確保に関する事。 5 道路橋梁の障害物の除去に関する事。 6 道路橋梁の復旧対策に関する事。 7 鉄軌道の災害等に係る連絡調整に関する事。
		河川班	河川室 河川整備課長 河川環境課長	1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 河川の障害物の除去に関する事。 4 河川施設の復旧対策に関する事。 5 土砂災害の復旧対策に関する事。 6 ダム砂防施設の復旧対策に関する事。 7 砂防ボランティアに関する事。 8 水防活動に関する事。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
都市整備部	都市整備部長	下水道班	下水道室 経営企画課長 事業課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 下水道の障害物の除去に関する事。 3 下水道施設の復旧対策に関する事。 4 「下水道災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に関する事。
		公園班	公園課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 避難地の安全性確保に関する事。 3 後方支援活動拠点の確保に関する事。 4 公園施設の復旧対策に関する事。
		港湾班	港湾局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 海上災害対策に関する事。 4 港湾における船舶等の避難対策及び海難防止対策に関する事。 5 港湾施設・海岸保全施設の復旧対策に関する事。 6 保有船舶の確保に関する事。 7 貯木対策の状況把握に関する事。
		応援班	用地室長	他の班の応援に関する事。
住宅まちづくり部	住宅まちづくり部長	住宅まちづくり総務班	住宅まちづくり総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事。 4 技術者の調達斡旋に関する事。 5 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関する事。 6 住宅供給対策の企画調整に関する事。 7 災害公営住宅の建設計画に関する事。
		都市居住班	都市居住課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営、改良住宅の復旧対策に関する事。 2 公営住宅（府営住宅を除く）への一時入居に関する事。 3 被災住宅に対する災害等の特別融資に関する事。 4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関する事。 5 被災市街地復興特別措置法に関する事。 6 住宅相談に関する事。
		建築防災班	建築防災課長	密集事業の事業中地区の復旧対策支援に関する事。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
住宅まちづくり部	住宅まちづくり部長	審査指導班	建築指導室 審査指導課長	1 被災市街地の建築規制又は禁止及び応急仮設建築物に対する制限緩和の区域指定に関する事 2 被災宅地造成地の復旧対策の技術的支援に関する事
		建築安全班	建築指導室 建築安全課長	被災宅地造成施工業者に対する応急措置命令に関する事
		建築振興班	建築振興課長	借上型仮設住宅の提供に関する事
		経営管理班	住宅経営室 経営管理課長	1 室内各班の連絡調整に関する事 2 府営住宅の復旧対策状況の把握に関する事 3 公営住宅（府営住宅）への一時入居に関する事
		施設保全班	住宅経営室 施設保全課長	府営住宅の復旧対策に関する事
		公共建築 計画班	公共建築室 計画課長	1 室内各班の連絡調整に関する事 2 保全対象施設の復旧対策状況の把握に関する事 3 住宅の応急修理に関する事 4 建設型仮設住宅の検査に関する事
		公共建築 一般建築班	公共建築室 一般建築課長	1 担当工事現場の復旧対策状況の把握に関する事 2 住宅の応急修理に関する事 3 建設型仮設住宅の検査に関する事
		公共建築 住宅設計班	公共建築室 住宅設計課長	1 事業中団地の復旧対策に関する事 2 建設型仮設住宅の建設計画、建設及び管理に関する事
		公共建築 住宅建築班	公共建築室 住宅建築課長	1 担当工事現場の復旧対策状況の把握に関する事 2 住宅の応急修理に関する事 3 建設型仮設住宅の検査に関する事
		公共建築 設備班	公共建築室 設備課長	1 担当工事現場の復旧対策状況の把握に関する事 2 住宅の応急修理に関する事 3 建設型仮設住宅の検査に関する事
		タウン推進 管理班	タウン推進局 管理課長	1 局内各班の連絡調整に関する事 2 所管施設の復旧対策に関する事
		タウン推進 誘致整備班	タウン推進局 誘致整備課長	所管事業に係る用地及び建設現場等の復旧対策に関する事
		応援第1班	都市空間創造室長	他の班の応援に関する事

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
会計部	会計管理者	会計班	会計局 会計総務課長 会計指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 緊急時の財務処理に関すること。 5 他の班の応援に関すること。 6 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
教育部	教育長	教育総務企画班	教育総務企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・危機管理指令部に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 4 災害等の復旧・復興事業計画の策定に関すること。 5 国民保護対策本部へのリエゾンの派遣に関すること。
		教育振興高等学校班	教育振興室 高等学校課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒の避難その他の対策に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 教科書等の供給に関すること。
		教育振興支援教育班	教育振興室 支援教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児児童生徒の避難その他の対策に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 教科書等の供給に関すること。
		教育振興保健体育班	教育振興室 保健体育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児児童生徒の安全確保に関すること。 2 学校給食の実施状況の把握に関すること。 3 学校給食の応急対策に関すること。
		市町村教育小中学校班	市町村教育室 小中学校課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難その他の対策に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 教科書等の供給に関すること。
		教職員企画班	教職員室 教職員企画課長	教職員の被害状況の把握に関すること。
		教職員人事班	教職員室 教職員人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の被害状況の把握に関すること。 2 教職員の補充対策に関すること。
		教職員福利班	教職員室 福利課長	災害対策のための要請に係る教職員互助組合及び共済組合との連絡調整に関すること。
		施設財務班	施設財務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校施設の復旧対策に関すること。 2 府立学校の物品等の復旧対策に関すること。
		文化財保護班	文化財保護課長	文化財の保護に関すること。
		私学班	私学課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校の災害等の対策に係る連絡調整に関すること。 2 私立学校の復旧指導に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
教育部	教育長	応援第1班	人権教育企画課長	他の班の応援に関する事。
		応援第2班	教育振興室 高校再編整備課長	他の班の応援に関する事。
		応援第3班	市町村教育室 地域教育振興課長	他の班の応援に関する事。
		応援第4班	学校総務サービス課長	他の班の応援に関する事。
警察部	警備部長	警察班	警備課長	1 警察の実施する対策の本部長への報告に関する事。 2 関係部局との連絡調整に関する事。
協力部	議会事務局長	議会総務班	議会事務局 総務課長	1 国民保護対策本等他の部・班の応援に係る連絡調整に関する事。 2 国民保護対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関する事。
		議会応援第1班	議会事務局 議事課長	国民保護対策本部等他の部・班の応援に関する事。
		議会応援第2班	議会事務局 調査課長	国民保護対策本部等他の部・班の応援に関する事。
	監査委員事務局長	監査第1班	監査第一課長	1 国民保護対策本等他の部・班の応援に係る連絡調整に関する事。 2 国民保護対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関する事。
		監査応援班	監査第二課長	国民保護対策本部等他の部・班の応援に関する事。
協力部	人事委員会事務局長	任用審査班	任用審査課長	1 国民保護対策本等他の部・班の応援に係る連絡調整に関する事。 2 国民保護対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関する事。
		人事委員会応援班	給与課長	国民保護対策本部等他の部・班の応援に関する事。
	労働委員会事務局長	総務調整班	総務調整課長	1 国民保護対策本部等他の部・班の応援に係る連絡調整に関する事。 2 国民保護対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関する事。
		労働委員会応援班	審査課長	国民保護対策本部等他の部・班の応援に関する事。
	収用委員会事務局長	収用委員会班	収用委員会 事務局次長	1 国民保護対策本等他の部・班の応援に係る連絡調整に関する事。 2 国民保護対策本部等他の部・班の応援に係る事務局内調整に関する事。

7 各部局の応急対策業務等

(1) 定義

国民保護応急対策業務（以下「応急対策」という。）とは、事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、関係機関と連携し、府民の人命確保を最優先に行うものである。

(2) 応急対策業務の実施期間の設定

国民保護措置に係る応急対策では、発生後直ぐの初動対処に重点を置き、発災から72時間を3フェーズについて、各部局の取り組む重点対策を示します。

※72時間経過後は、「大阪府災害等応急対策実施要領」に準じて対策を継続する。

フェーズ	時間区分	考え方
第1フェーズ	事態発生から発生後3時間まで、もしくは事態認定まで	突発事案の発生を受けて、府は、国の機関や周辺府県の情報を収集し、防災・危機管理指令部以上の事務局を設置し、緊急通報等の情報発信と発生市町村への支援等、速やかな対処、救助要請の伝達などを最優先する。 また、被害拡大の場合は、国の事態認定前でも府災害対策本部の設置等、全庁の情報共有と対応方針の統一を図る。
第2フェーズ	発生後（事態認定後から24時間まで）	関係機関と連携した効果的な初動対処の実施、迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うため、人命確保を最優先した事態情報の各機関への提供及び交通路等の確保、加えて周辺市町村における二次災害を防ぐ活動を実施する。 国からの事態認定に伴う指示（避難・警報・救援等）の実施及び市町村への通知・伝達。
第3フェーズ	発生後72時間まで	事態が大規模化・広域化している状況であり、国及び近隣府県と連携、避難指示や市町村の住民避難を支援すると同時に、関係機関が実施する被災住民の救出に確保しうるマンパワーを最大限投入する。

(3) 各部局の主な応急対策業務

※時間は目安であり、状況に応じて、臨機応変に対応する。

ア 災害対策本部事務局（危機管理室ほか）

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ （3時間までもしくは事態認定前まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○国（消防庁を通じ内閣官房）等への報告及び事態認定判断の確認（国の事態認定） ○初動対応、体制の確立（各部連絡責任者を通じて連絡）、BCP関連業務 ○対策本部・地域連絡部の設置、各地域連絡部、各市町村との連絡調整 ○事態、被害情報の収集・分析、状況地図の作成 ○避難情報の発信、及び現地調査員派遣等を含む市町村への支援 ○自衛隊、緊急消防援助隊等への派遣要請 ○プレスセンター開設、知事メッセージなど府民向けの広報の開始 ○対応方針の決定、関西広域連合、国等との連絡調整 ○職員・来庁者の救助・搬送【各所属共通】

第2フェーズ (事態認定直後から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○事態情報の収集、避難指示等の伝達 ○市町村及び関係機関へ国の事態認定にともなう指示(避難・警報・救援等)の実施及び市町村への通知・伝達。 ○安否情報等の各機関への提供、救出・被害情報の収集・整理 ○避難所開設の市町村への支援、避難のための道路等の交通確保 ○発災周辺市町村への二次災害防止のための活動
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○安否情報等の各機関への提供(被災者の状況把握) ○避難地域への物資輸送調整開始(安定供給に向けて) ○災害派遣等従事車両の証明書発行、緊急通行車両確認標章交付業務 ○国と協議、近隣府県との広域対応を開始(機能喪失市町村への支援)

イ 政策企画部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【政企総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【政企総務】 ○知事・副知事の登庁手配(庁外の場合)【秘書】 ○対策本部事務局報道班業務【企画室】 ○災害対策本部へのリエゾン派遣【政企総務】 ○災害対策本部において空港の被害状況の把握【空港・広域インフラ】
第2フェーズ (事態認定直後から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【政企総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○知事・副知事の日程等に係る連絡調整【秘書】 ○原子力災害の場合、大阪府原子炉問題審議会委員への情報提供【事業推進】 ○災害対策本部において空港の被害状況の把握【空港・広域インフラ】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○国への緊急要望の取りまとめ【政企総務】 ○知事・副知事の災害の見舞及び視察等に係る連絡調整【秘書】 ○原子力災害の状況について、大阪府原子炉問題審議会委員への情報提供【事業推進】

ウ 総務部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（大手前・咲洲庁舎など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【法務課】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【法務課】 ○職員・来庁者の避難誘導【庁舎管理課】 ○庁舎及び電気・ガス・給排水・エレベーター等設備の防災保全【庁舎管理課】 ○庁用車両の確保【庁舎管理課】 ○庁内情報基盤システム（庁内ネットワーク回線、情報基盤システム等、職員端末等）の被害状況確認【IT・業務改革課】
第2フェーズ (事態認定直後から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【法務課】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○負傷者（職員・来庁者）対応【企画厚生課】 ○全職員の安否確認、輸送計画の策定等【人事局課】 ○大手前・咲洲庁舎の応急復旧開始【庁舎管理課】 ○代替執務スペースの確保【庁舎管理課】 ○庁内情報基盤システムの復旧（障害対応）又は代替手段の確保【IT推進・業務改革課】 ○電子調達（入札）システムの状況確認等【契約局】 ○住基ネットの状況確認等【市町村課】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の健康管理と安全確保【企画厚生課】

エ 財務部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（府有財産など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【財政】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【財政】
第2フェーズ (事態認定直後から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【財政】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関連予算の執行協議調整開始【財政】

オ 府民文化部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（パスポートセンターなど）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【府文総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【府文総務】 ○府HPなどを使った災害広報の提供開始【府政情報】 ○来阪中の外国要人の安全確保【国際】 ○海外出張者一行への連絡【国際】
第2フェーズ (事態認定直後から 24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【府文総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○生活物資の調達、供給及び情報収集、提供等に係る連絡調整【男女府民】 ○外国政府関係機関等との連絡調整【国際】 ○行政文書管理システムの状況確認、復旧（障害対応）又は代替手段の周知【府政情報】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人の被災状況に関する情報収集【国際】 ○外国人が必要とする情報の収集および外国人に対する行政情報の提供【国際】 ○海外からの支援団の活動支援の調整【国際】 ○通訳・翻訳業務の支援要請への対応【国際】

カ I R推進局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【企画課】

キ 福祉部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（修徳学院など）の利用者の安全確認【各所管所属】 (施設利用者の被災状況の把握を含む。) ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【福祉総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【福祉総務】
第2フェーズ (事態認定直後から 24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【福祉総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○災害福祉広域支援ネットワーク運用開始【福祉総務】 ○被災者向けの緊急貸付（生活福祉資金貸付制度）対応【地域福祉】 ○避難行動要支援者（障がい者・高齢者等）に係る状況把握等【各所管所属】 ○社会福祉施設（保育所・児童養護施設・高齢者施設・障がい者施設など）の被害状況の把握など【各所管所属】

第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金（府で配分するものに限る）の受入調整開始【福祉総務】 ○福祉ニーズの把握、支援開始【各所管所属】 <ul style="list-style-type: none"> ▶人的支援や移送の必要性、要支援者の受け入れ調整等 ▶被災児童のこころのケアに向けた体制整備 ▶要支援者等に係る生活再建支援策検討
--------------------	--

ク 健康医療部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設（保健所など）の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【健医総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【健医総務】 ○保健医療調整本部、保健所保健医療調整本部、DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部、SCU本部、DPAT調整本部の設置、運営開始【健康医療総務、医療対策、地域保健】 ○災害拠点病院、救急病院（二次・三次機関）及び一般病院の被害状況の把握及び連絡調整【医療対策】 ○関係施設等の被害状況の把握【各所管所属】 ○保健医療活動チーム及びドクターヘリの派遣調整開始【各所管所属】 ○感染症の発生状況及び動向に係る情報収集【医療対策】 ○透析リエゾン、災害時小児周産期リエゾンの開始【地域保健】 ○毒物・劇物の漏洩事故の情報収集【薬務】 ○大阪広域水道震災対策中央本部（被害状況の把握、応急給水・復旧の応援要請、国・他府県等との連絡調整など）対応開始。【環境衛生】
第2フェーズ (事態認定直後から 24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【健医総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○保健医療調整本部における後方医療活動の調整開始【各所管所属】 ○災害時医薬品等確保供給体制の確保及び輸血用血液の状況把握(搬送体制を含む)【医療対策・薬務】 ○DHEATの派遣調整開始【健康医療総務】 ○粉ミルクの供出開始、食品製造施設、流通拠点等の衛生監視【食の安全】 ○生活用水の確保に係る情報収集（災害時協力井戸関係）【環境衛生】 ○し尿処理施設の被害状況の把握及び収集運搬・処理に係る応援調整【環境衛生】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○DHEAT及びこころの健康相談等の活動開始【健康医療総務課、地域保健】 ○国有ワクチン供給体制の把握【医療対策】 ○感染症指定医療機関（結核病指定医療機関を含む）等との連絡調整【医療対策】 ○避難所その他の臨時食事提供施設等の衛生監視【食の安全】 ○広域火葬計画等に基づく支援調整開始【環境衛生】

ケ 商工労働部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは は事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設(技専校など)の安全確認(生徒の被災状況の把握を含む)【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【商労総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【商労総務】
第2フェーズ (事態認定直後か ら24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【商労総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○関係機関・団体等を通じた企業の被害状況等の情報収集【各所管所属】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の災害関連相談の実施 ○緊急物資(生活必需品)の調達斡旋【中小企業支援室(商業・サービス産業課・ものづくり支援課)】

コ 環境農林水産部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは は事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設(中央卸売市場、自然公園など)の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【環農総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【環農総務】
第2フェーズ (事態認定直後 から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設(廃棄物処分場・ため池等農業用施設・漁港施設など)の被害状況の把握【環農総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○林野火災、山地災害、地すべり、山崩れ等に関する情報収集【各所管所属】 ○ダイオキシン類廃棄物の安全管理に関する情報収集【事業所指導】 ○市町村の廃棄物処理施設の被害状況の把握【資源循環】 ○食料(米穀・副食品)の調達斡旋開始【流通対策】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村のごみ処理が適正に実施されるよう他市町村と調整【資源循環】 ○家畜飼料等の調達斡旋、家畜伝染病の予防とまん延防止、死亡畜の適正処理の実施、被災動物の保護・収容等【動物愛護】 ○化学物質取扱事業者における緊急事態の発生時の措置【事業所指導】 ○各事業者が保管するPCB廃棄物漏洩事故発生時の措置【産業廃棄物指導】 ○災害救助用食料備蓄関係団体等への供給要請【流通対策】 ○市町村からの食糧(精米等)要請に対する緊急引渡【流通対策】 ○生鮮食料品の調達斡旋開始【流通対策】

サ 都市整備部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○水門・鉄扉等の閉鎖確認(津波、高潮の場合) ○所管施設(府営公園など)の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【都整総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【都整総務】
第2フェーズ (事態認定直後から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設(道路・河川・港湾・下水・公園など)の被害状況の把握【事業管理】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○公共交通の運行状況の情報収集【交通道路室】 ○緊急交通路の確保および道路啓開作業の開始【交通道路室】 ○広域避難地の安全性確保及び後方支援活動拠点の受入れ準備開始【公園】 ○災害時情報基盤(水防災システム・土砂災害等システム)の状況把握【河川室】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○他府県及び建設業界との応援等に係る連絡調整【事業管理】 ○所管施設の応急復旧必要箇所の把握と関係者調整【各所管所属】

シ 住宅まちづくり部

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○所管施設(府営住宅など)の利用者の安全確認【各所管所属】 ○部内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【住まち総務】 ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【住まち総務】
第2フェーズ (事態認定直後から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設(府営住宅など)の被害状況の把握【住まち総務】、報告及び二次災害防止対策の実施【各所管所属】 ○市町営住宅等府内公的住宅(府営住宅を除く)の被害状況の把握【都市居住】 ○応急仮設建築物に対する規制緩和区域指定の検討開始【審査指導】
第3フェーズ (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○住まい情報提供室の設置・運営【都市居住】 ○府内外提供可能住宅の空家情報の収集及び、庁内関係課と制度運用の調整【都市居住、経営管理、建築振興】

ス 会計局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは事態認定まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、体制の確立 ○局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【会計総務】 ○局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【会計総務】 ○財務会計(府費)システムの稼働状況確認・復旧等【会計総務】
第2フェーズ (事態認定直後から24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握【会計総務】、報告及び二次災害防止対策の実施 ○指定(収納)代理金融機関との連絡調整・被災状況の把握【会計総務】 ○官庁会計(国費)システムの動作環境の確保等【会計総務】 ○府費の支払(緊急を要するもの)に関すること【会計総務】

	○小口支払基金の機関保有限度額の協議【会計指導】
第3フェーズ (72時間まで)	○各システムの定時運用【会計総務】

セ 教育庁事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	○初動対応、体制の確立 ○所管施設（府立学校等）の利用者の安全確認【各所管所属】 （幼児児童生徒、教職員の被災状況の把握を含む。） ○教育庁内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【教委総務】 ○教育庁内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【教委総務】
第2フェーズ (事態認定直後か ら24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【教委総務】、報告及び二次災害防止対策の 実施【各所管所属】 ○市町村立学校園の被害状況の把握【小中学校、施設財務】 ○私立学校の被害状況等の情報収集【私学課】

ソ 議会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【議会総務】 ○府議会議員の安否確認【議会総務】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【議会総務】
第2フェーズ (事態認定直後か ら24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【議会総務】、報告及び二次災害防止対策の実施 ○府議会議員への情報提供等開始【議会総務】

タ 監査委員事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【監査第一】 ○監査委員の安否確認【監査第一】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【監査第一】
第2フェーズ (事態認定直後か ら24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握【監査第一】、報告及び二次災害防止対策の 実施

チ 人事委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【任用審査】 ○人事委員の安否確認【任用審査】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【任用審査】
第2フェーズ (事態認定直後か ら24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施【任用審査】

ツ 労働委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告【総務調整】 ○労働委員会委員の安否確認【総務調整】 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整【総務調整】
第2フェーズ (事態認定直後か ら24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施【総務調整】

テ 収用委員会事務局

フェーズ	主な応急対策業務
第1フェーズ (3時間までもしくは 事態認定まで)	○初動対応、体制の確立 ○事務局内職員の安否確認と参集状況の把握、報告 ○収用委員の安否確認 ○事務局内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整
第2フェーズ (事態認定直後か ら24時間まで)	○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次災害防止対策の実施

8 出先機関等の体制及び事務分掌

(1) 出先機関等の体制

出先機関等の国民保護措置の実施体制については次のとおりとする。

ア 国民保護措置の実施体制

実施体制は、各出先機関等において定める活動細目による。

イ 職員の相互応援

土木事務所地域防災監は、必要に応じて、他の出先機関等の長に対して、職員の応援派遣を要請することができる。

この応援派遣の要請を受けた出先機関等の長は、配備職員の範囲内で出来る限り応援しなければならない。

(2) 出先機関等の長の事務分掌

出先機関等の長の事務分掌は、次のとおりとする。

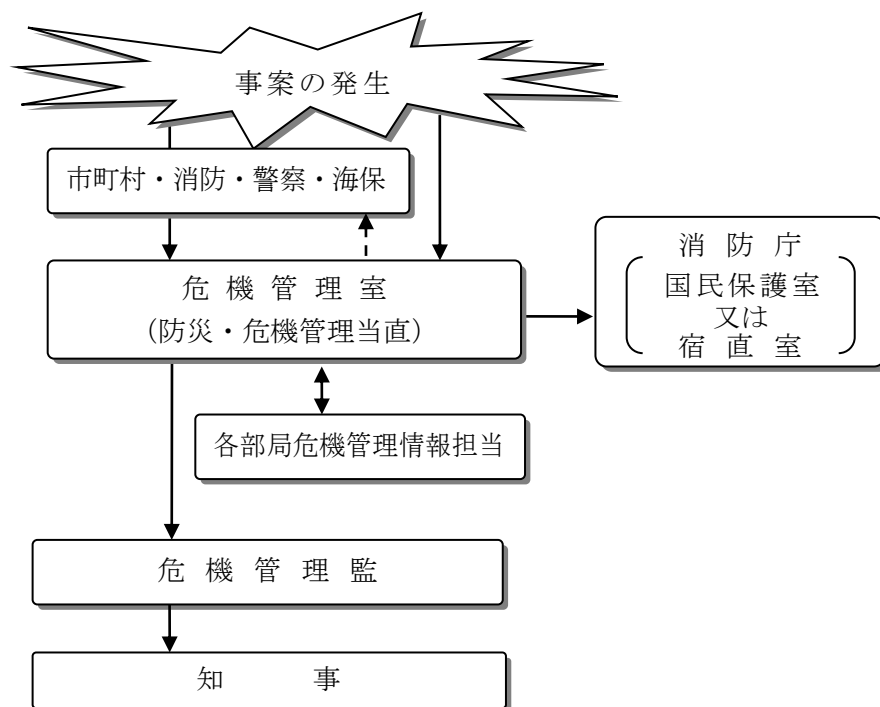
出先機関等の長	事務分掌
地域防災監	○管内の原因情報、被害情報、対策情報の収集及び報告 ○防災情報システムの運用による管内市町村の状況把握 ○防災行政無線の事前点検及び運用 ○有線電話途絶時における非常通信による通信の確保 ○災害対策課長との協議による災害用備蓄物資の出庫 ○現地対策本部に係る活動

土木事務所長、治水事務所長、工営所長、港湾局長、農と緑の総合事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護計画に定められている措置 ○無線付自動車の応援派遣 ○地域防災監との相互連絡 ○現地対策本部に係る活動
後方支援活動拠点又は広域避難場所に指定された公園を所管する土木事務所長又は万博記念公園事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ○後方支援活動拠点として、広域応援等の受入れ支援 ○広域避難地として、避難の指示に基づく避難者の受入れ支援
その他の出先機関等の長	<ul style="list-style-type: none"> ○各機関の所掌事務を処理するとともに、必要な国民保護措置をとるものとする。なお、府民センタービル内の公用自動車を保有する各出先機関等の長は、地域防災監から管内の情報収集活動等のために公用自動車を使用したい旨の要請を受けた時は、自動車の応援派遣を行う。 ○また、勤務時間外においても、地域防災監が公用自動車を使用できるよう、府民センタービル内の公用自動車を保有する各事務所等の長は、自動車の所在等を地域防災監に予め報告しておく。

第2節 配備体制の確立

1 第一報の情報伝達

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生したときは、原則として、覚知後30分以内に、次のルートにより、危機管理監が、下記事項を知事へ報告するとともに、危機管理室（防災・危機管理当直）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定による「火災・災害等即報要領」に基づき、所定の様式によりファクシミリ等を用いて、消防庁（国民保護・防災部）に報告する。



2 火災・災害等即報要領に基づく収集・報告

災害対策課長は、次の災害等が発生した場合には、市町村から被災情報を収集するとともに、自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等即報要領による指定様式によりファクシミリ等を用いて、消防庁（国民保護・防災部）に報告する。

- ・ 国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害
- ・ 国民保護法第25条第1項に規定する緊急対処事態

3 防災情報システムを活用した収集・報告

災害対策課長は、防災情報システム（被害情報システム）を活用して、市町村、府警察本部、府庁各課、府民センターから、人的被害（死傷者数や避難者など）・物的被害（住家被害や非住家被害など）などの情報を収集する。

また、防災情報システム（被害映像情報システム）を活用して、府警察本部や大阪市消防局のヘリコプターテレビによる被災映像や府衛星車載局からの被害映像を収集する。

なお、国への報告は、火災・災害等即報要領と一体的に、ファクシミリ等を用いて、消防庁（国民保護・防災部）へ報告する。

4 知事等の緊急登庁

(1) 知事

秘書課長は、本庁舎以外の場所にいる知事が公用車等によっては迅速に登庁できないと認めたときは、災害対策課長にヘリ等による搬送を要請する。

災害対策課長はその要請に応じて府警本部に対し、搬送の協力を依頼する。

(2) 対策本部員・指令部員等

本庁舎以外の場所にいる対策本部員・指令部員等は、事案発生の第一報を入手し、重大な人的、物的被害の発生を認めたときは、自宅又は災害対策要員公舎（本庁舎から徒歩30分圏内）などから、直ちに登庁する。

5 動員体制の配備

(1) 配備基準

指令部長は、原則として、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

配備体制	配 備 基 準
非常1号配備	1 府域で武力攻撃災害の発生が予測される時 2 府域において、多数の死傷者や建造物の破壊などの大規模な事案が発生した場合 3 大規模事態に至らないテロ事件が発生、その対策が必要とき 4 隣接府県で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき 5 隣接府県以外の他府県で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき
非常3号配備	1 指令部等が、府域において武力攻撃や緊急対処事態4類型に該当する可能性のある災害が発生するなどして、多数の死傷者や建造物の破壊などの大規模な被害により社会的影響が大きいと認められる場合 2 その他知事が必要と認めたとき 3 内閣総理大臣が国民保護法に基づく事態認定を通知したとき

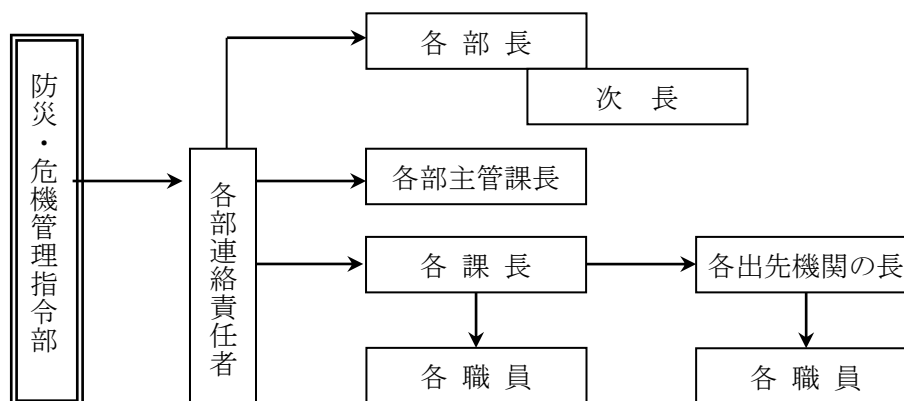
(2) 配備指令等

ア 配備指令の決定

指令部長は、原則として、前項の配備基準に従い、配備職員数を決定し、指令を発する。

イ 配備指令の伝達

配備指令は、次表の経路により伝達する。



ウ 各部主管課長は、各部連絡責任者（原則として、各部主管課総括補佐とする。）の職、氏名、住所、電話番号を予め災害対策課長に通知しておく。

エ 各部連絡責任者は、指令部、対策本部との連絡にあたるものとする（勤務時間外も含む）。

オ 各部主管課長は各部内における配備指令の伝達計画を、あらかじめ定めておく。

カ 各課長及び各出先機関の長は、各所属内における配備指令の伝達計画をあらかじめ定めておく。

(3) 配備職員数

配備基準に基づく配備職員数は、原則として、大阪府災害等応急対策実施要領で定められているとおりとする。

但し、非常3号配備は、各出先機関を含む全職員とする。

なお、各部局長等は、必要に応じ、所管各課の配備職員数を増減し、又は所管各課相互に職員の応援を行うことができる。

また、知事（災害対策課長）は、特に必要があると認められるときは、人事課長を通じて、各課に対し、配備職員数の増減を指令することができる。

(4) 職員配備状況・安否の報告

ア 本庁の所属長等は、次のとおり職員の配備状況の報告を行う。

- i 本庁の所属長は、職員の配備が指令されたとき、又はその後、配備人員を増減したときは、速やかに当該所属及び所管する出先機関の職員の配備状況を「7-1 職員配備状況報告書」（大阪府災害等応急対策実施要領参照）により、

当該部の主管課長に報告する。

- ii 各部主管課長は、当該部（出先機関を含む）の職員の配備状況を大阪防災情報システムの「職員配備状況一覧」に入力する。
- iii 対策本部事務局は、各部主管課長から報告のあった職員の配備状況を取りまとめてシステムで出力した帳票により、指令部、警戒本部又は災対本部に報告する。

なお、災害対策本部事務局員及び緊急防災推進員の配備状況については、災害対策本部事務局より報告する。

イ 本庁の所属長等は、次のとおり職員の安否状況の報告を行う。

- i 本庁の所属長は、職員の非常3号配備が指令されたときは、速やかに（概ね1時間以内に）当該所属及び所管する出先機関の職員の安否状況を「7-2職員安否報告書」（大阪府災害等応急対策実施要領参照）により、当該部の主管課長に報告する。
- ii 各部主管課長は、当該部（出先機関を含む）の職員の安否状況を「7-3職員安否報告書」（大阪府災害等応急対策実施要領参照）により、人事課長に報告する。

なお、対策本部事務局員の安否状況については、対策本部事務局がとりまとめて人事課長へ報告する。

- iii 人事課長は、各部主管課長及び対策本部事務局から報告のあった職員安否状況を取りまとめて「7-4職員安否報告書」（大阪府災害等応急対策実施要領参照）により警戒本部又は災対本部へ報告する。
- iv 府域の災害により負傷した職員は、速やかに所属に連絡を行う。この場合において、本庁の所属長、各部主管課長及び人事課長はア～ウに定めるルートによりそれぞれ報告を行う。

第3節 府と他機関の連携

1 国との連携、自衛隊の派遣要請

(1) 国対策本部との連携

府対策本部（指令部）は、消防庁（国民保護・防災部）を通じて、国対策本部と連携する。

(2) 自衛隊の派遣要請

知事は、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を、次のとおり行う。

ア 要請基準

- i 国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるとき
- ii 市町村長から、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受け、必要があると認めるとき

イ 要請方法

災害対策課長は、陸上自衛隊第3師団司令部第3部長を通じて、次に掲げる事項を記載した文書をもって要請する。第3師団と連絡が取れない場合は、大阪地方協力本部渉外広報室を通じて行う。

ただし、緊急の場合若しくは文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により行う（事後速やかに文書の提出）。

- i 武力攻撃ほかで発生した災害の状況及び派遣を要請する事由
- ii 派遣を希望する期間
- iii 派遣を希望する区域及び活動内容
- iv その他事項（派遣を希望する人員、船舶、航空機その他機材の概数等）

ウ 活動内容

- i 避難住民の誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等の住民の避難に関する措置
- ii 食料品・飲料水等の供給、医療活動、捜索・救出等の避難住民等の救援に関する措置
- iii 被災状況の把握、人命救助活動、消防・水防活動、NBC汚染対処等の武力攻撃災害への対処に関する措置
- iv 危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染除去等の災害復旧に関する措置

(3) 派遣部隊の受入れ体制

自衛隊に派遣を要請した場合は、府警察本部警備課（警察班）に連絡するとともに、必要に応じて派遣部隊の誘導を依頼する。

自衛隊の派遣活動を円滑かつ効果的に行うため、対策本部等への自衛隊連絡員の派遣を要請するとともに、対策本部内に自衛隊連絡所（現地指揮所等）を設置し、情報の交換や調整を図る。

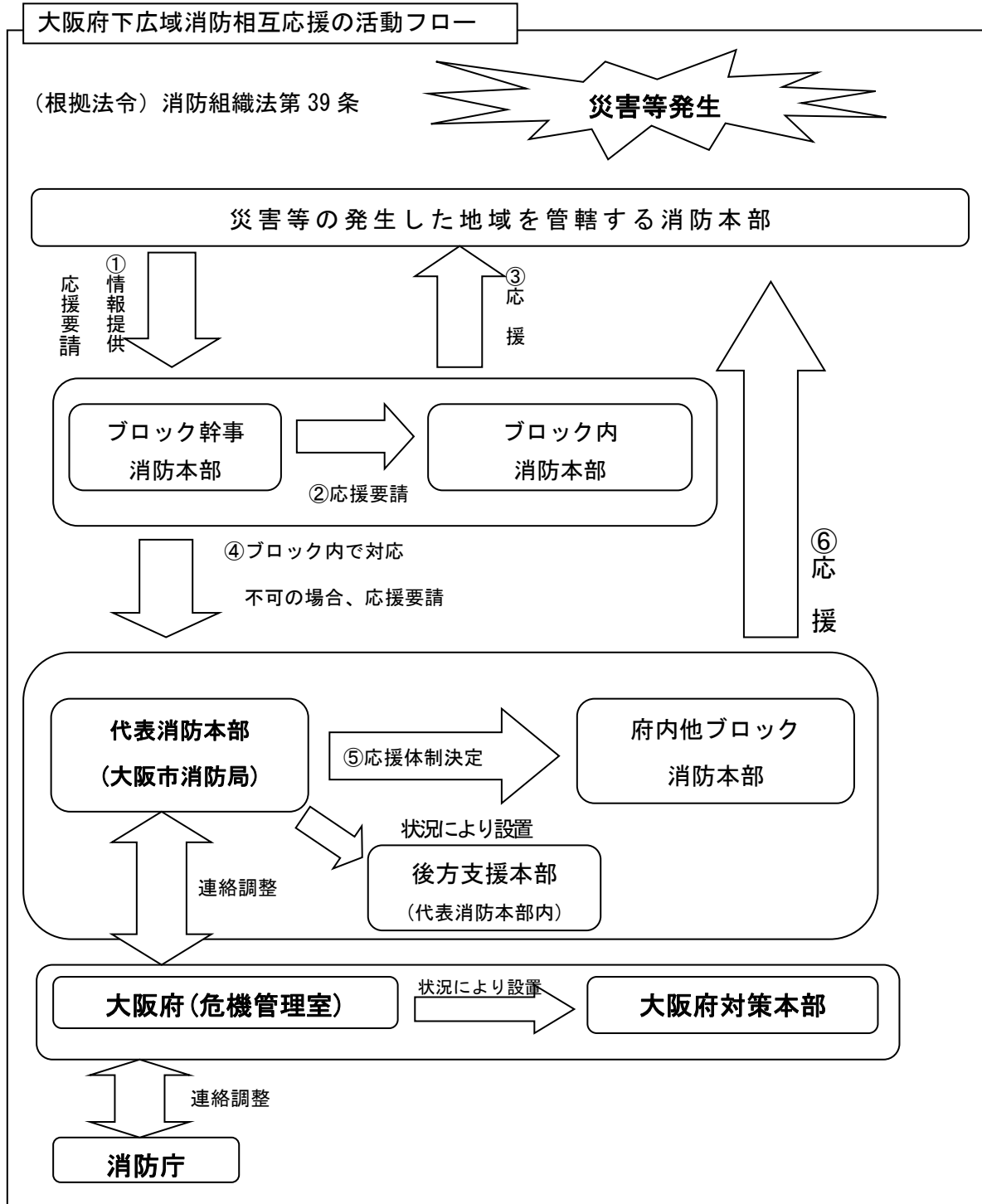
(4) 派遣部隊の撤収

知事は、災害対応が概ね完了したと認めた場合は、防衛大臣に対し、自衛隊の撤収について文書を用いて行う。

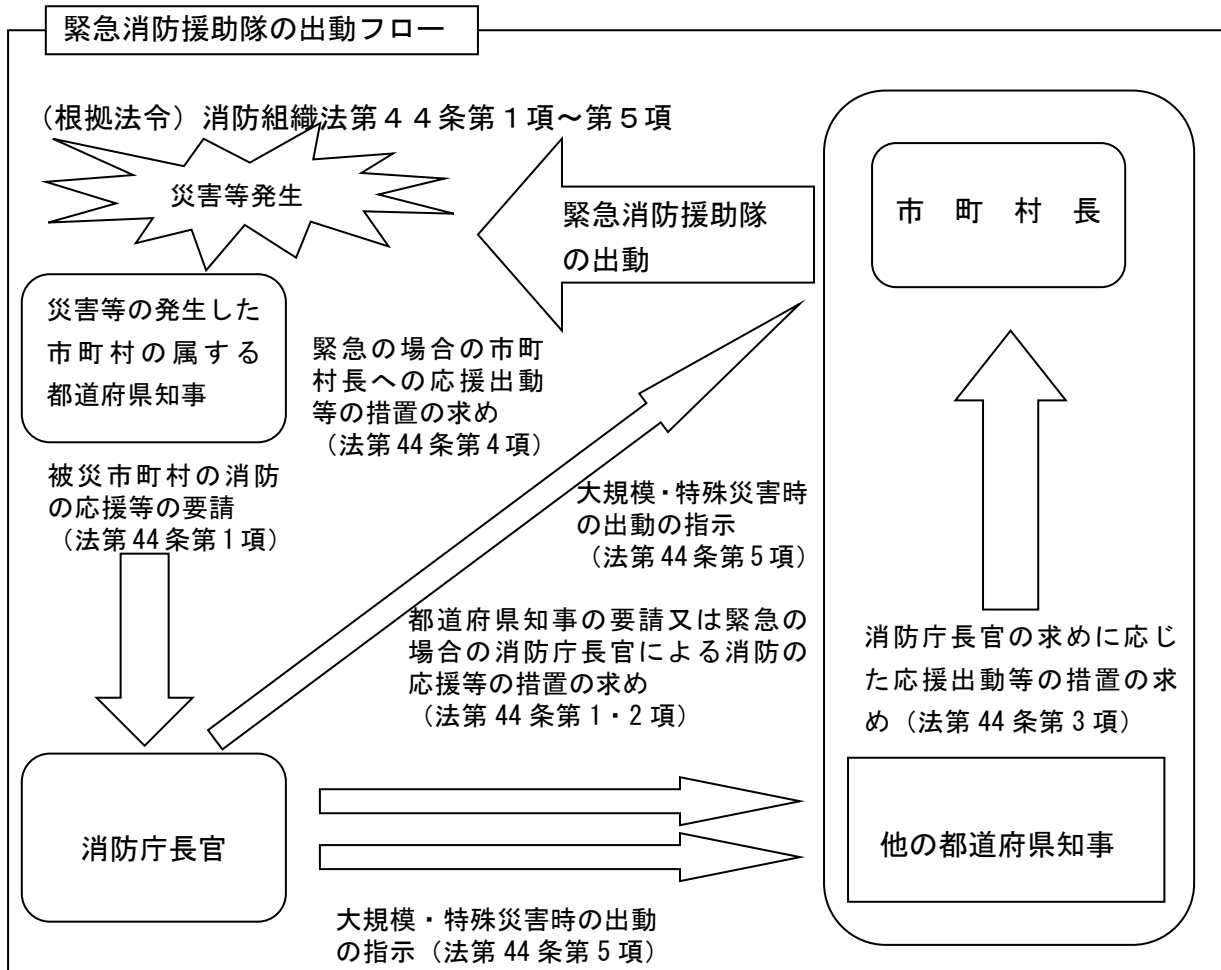
第4節 府内消防の相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請等

1 府内消防の相互応援

大阪府内において国民保護災害等の発生によって、広域的な消防部隊の応援要請（府内消防間）を行う必要が生じた場合、「大阪府下広域消防相互応援協定」に基づく「府下広域災害応援マニュアル」により、応援要請、広域消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行う。



2 緊急消防援助隊の派遣要請



(1) 実施方法

知事は、大規模な武力攻撃災害等の発生により、市町村長から依頼があった場合又は、府内の市町村の消防力をもってしてはこれに対処できないと自ら判断した場合、消防組織法第44条及び緊急消防援助隊要綱（平成7年10月30日付け消防庁長官通知）に基づき消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(2) 関係機関との連携

- ア 大阪府防災センターに消防応援活動調整本部（本部長：知事）を設置し、市町村等を通じ被災地の被害状況の迅速な収集に努める。
- イ 緊急消防援助隊大阪府代表消防機関（大阪市消防局）と情報交換を行い、派遣要請の判断材料とする。
- ウ 被災地の被害状況について消防庁長官に情報提供を行う。

3 応援を実施する場合

他都道府県へ緊急消防援助隊を出動させ応援を実施する場合は、「緊急消防援助隊大阪府隊応援等実施計画」に基づき対応する。

- ・消防庁長官から出動準備及び出動可能隊数の報告の求めを受けた府（災害対策課

長)は、代表消防機関(大阪市消防局)と協議のうえ、出動部隊を選定し、消防庁(国民保護・防災部)に報告する。

- ・消防庁長官から出動の指示を受けた知事は、緊急消防援助隊の登録部隊が属する市町村長に対し、緊急消防援助隊の出動の指示を行う。
- ・知事(災害対策課長)から出動の指示を受けた市町村長は、速やかに部隊を出動させる。その際、代表消防機関(大阪市消防局)は、ブロック幹事消防本部を通じて、各消防機関に集結場所、集結時間等を連絡する。

4 広域応援等の要請

(1) 他の都道府県に対する応援の求め

ア 関西広域連合への応援要請

知事(災害対策課長)は、府単独では十分に応急措置が実施できない場合、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局(兵庫県)に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容を記載した文書をもって要請する。

- i 食料、飲料水及び生活必需品などの救援物資の提供
- ii 発災直後の緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- iii 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受け入れ、ドクターヘリの運航
- iv 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援
- v 災害廃棄物等処理の推進、その他、特に必要な事項

イ 全国都道府県への応援要請

知事(災害対策課長)は、関西広域連合及び連携県による相互応援だけでは被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に対し、被災状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項(被災地における救援・救護及び災害応急対策等に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん)を記載した文書をもって要請する。

ウ 他の都道府県に対する事務の一部の委託

府は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- i 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ii 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

この場合においては、府は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 指定行政機関等の長等に対する応援の求め

知事(災害対策課長)は、消防庁(国民保護・防災部)を通じて、指定行政機関の長等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請をすることができるほか、指定行政機関等の長への職員の派遣要請等については以下のとおり行う。

ア 災害対策課長は、災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、内閣総理大臣に対する職員の派遣のあっせん要請を、次のとおり行う。なお国民保護法11条に基づく派遣受け入れ手続きについては、人事課が実施する。

イ 各部長は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、又は指定公共機関(特定独立行政法人に限る)に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、人事災害対策課長に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって依頼する。

- i 派遣を要請する理由
- ii 派遣を要請する職員の職種別人員数
- iii 派遣を必要とする期間
- iv 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- v その他、職員の派遣について必要な事項

ウ 災害対策課長は、各部長から前項の依頼があった場合には、要請内容を検討の上、必要と認めるものについて、各機関の長に対して、前項の文書をもって職員の派遣を要請する。(国民保護法 第11条)。

エ 要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合において、内閣総理大臣に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって、職員の派遣のあっせんを求める。

- i 派遣のあっせんを求める理由
- ii 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- iii 派遣のあっせんを必要とする期間
- iv 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- v その他、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

5 市町村との連携

(1) 府災害支援緊急対応チームの派遣

知事等(災害対策課長)は、被災市町村の被災状況の調査や初動時の応急対策の実施を支援するため、被災市町村からの要請を待つことなく、「府災害支援緊急対応チーム」を派遣する。

(2) 市町村の要請による職員派遣

知事等(人事課長)は、市町村長等から、国民保護法第17条の規定に基づき、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務又は業務の遂行に支障のない限り、関係部局と協議のうえ、適任と認める職員を派遣する。

6 指定（地方）公共機関との連携

(1) 指定（地方）公共機関への措置要請

知事等（災害対策課長）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置（府国民保護計画参照）の実施に関し必要な要請を、文書をもって要請する。

(2) 指定（地方）公共機関に対する応援

知事等（災害対策課長）は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため特に必要があるとして、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求められたときは、関係部局と協議のうえ、必要な支援を行う。

7 住民等の自発的な協力との連携

災害対策課長、地域福祉課長は、住民等から下記 i～iv について自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断したときは、その需給調整を行う窓口を開設する社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を支援するなどして、住民等の自発的な協力との連携を図る。

- i 避難住民の誘導に必要な援助
- ii 避難住民等の救援に必要な援助
- iii 消防、負傷者の搬送、被災者の援助その他の応急措置に必要な援助
- iv 保健衛生の確保に必要な援助

8 広域応援の受入れ

(1) 受入計画

大阪府が、他の都道府県、消防庁（緊急消防援助隊）、防衛省（自衛隊国民保護等派遣部隊）などに対し、広域的な応援を要請した場合は、「広域的支援部隊受入計画」を踏まえ、当該部隊を受け入れる。

(2) 部隊の誘導

災害対策課長は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認する。応援に伴い、部隊の誘導の要請があった場合は、府警察本部に依頼し、広域防災拠点、後方支援活動拠点その他適切な場所へ誘導する。

(3) 広域防災連絡会議の設置

災害対策課長は、広域応援部隊の連絡調整のため、防災センターに広域防災連絡会議を設置する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの開設

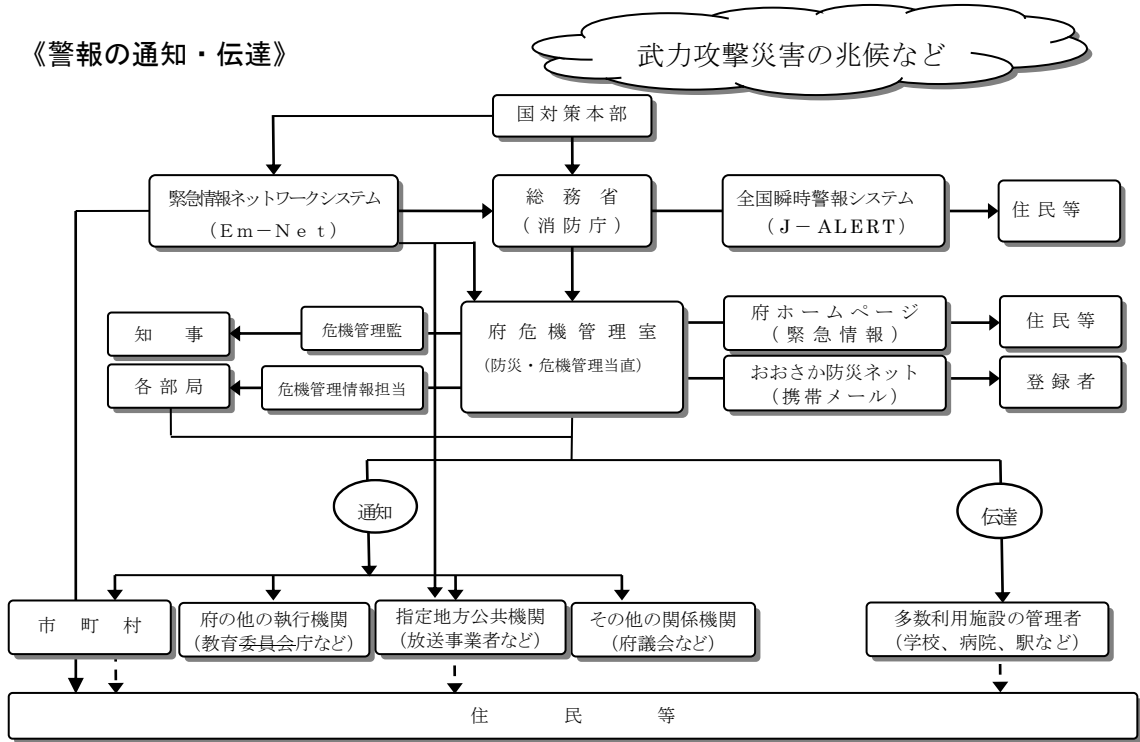
ヘリコプターを使用する活動を要請した場合、災害対策課長は災害時用臨時ヘリポートの開設を指示する。

(5) 府の対策本部への受入れ

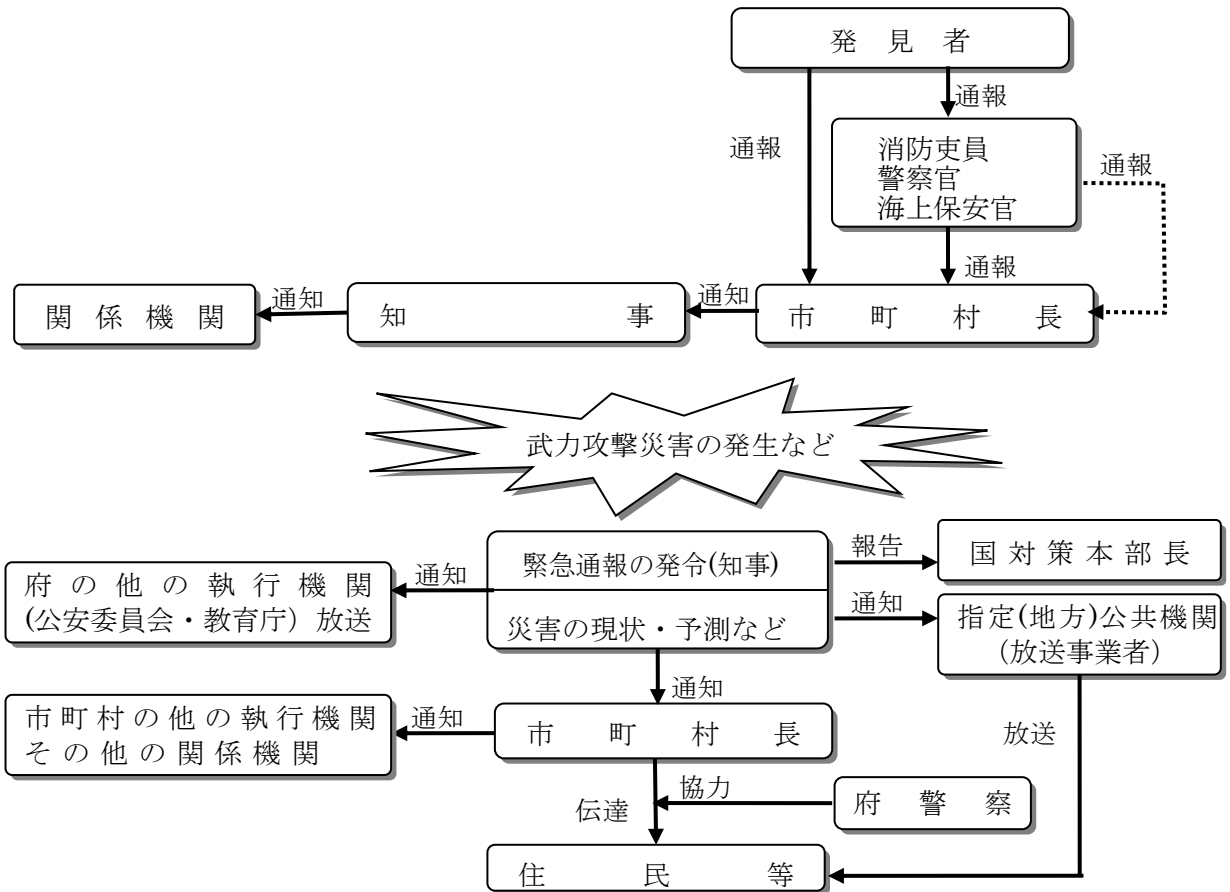
知事（災害対策課長）は、国、関西広域連合及び関係団体等から、府災対本部業務に係る人的支援の申し入れがあった場合は、その必要性を検討し、支援内容、日程等を調整のうえ、府災対本部事務局に受入れるものとする。

なお、この場合、府災対本部事務局内に活動スペース等を確保するものとする。

第3章 警報・緊急通報



《図：緊急通報の発令》



第3章 警報・緊急通報

第1節 警報

1 知事による警報の通知・伝達

知事(災害対策課長)による関係機関等への警報の通知・伝達については、次のとおりとする。

災害対策課長は、次に掲げる事項を、(3)の手段を用いて、通知・伝達する。

なお、通知は、原則として、文書をもって行う。ただし、文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の手段により行う。

(1) 通知・伝達の内容

- i 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ii 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- iii その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 通知・伝達先

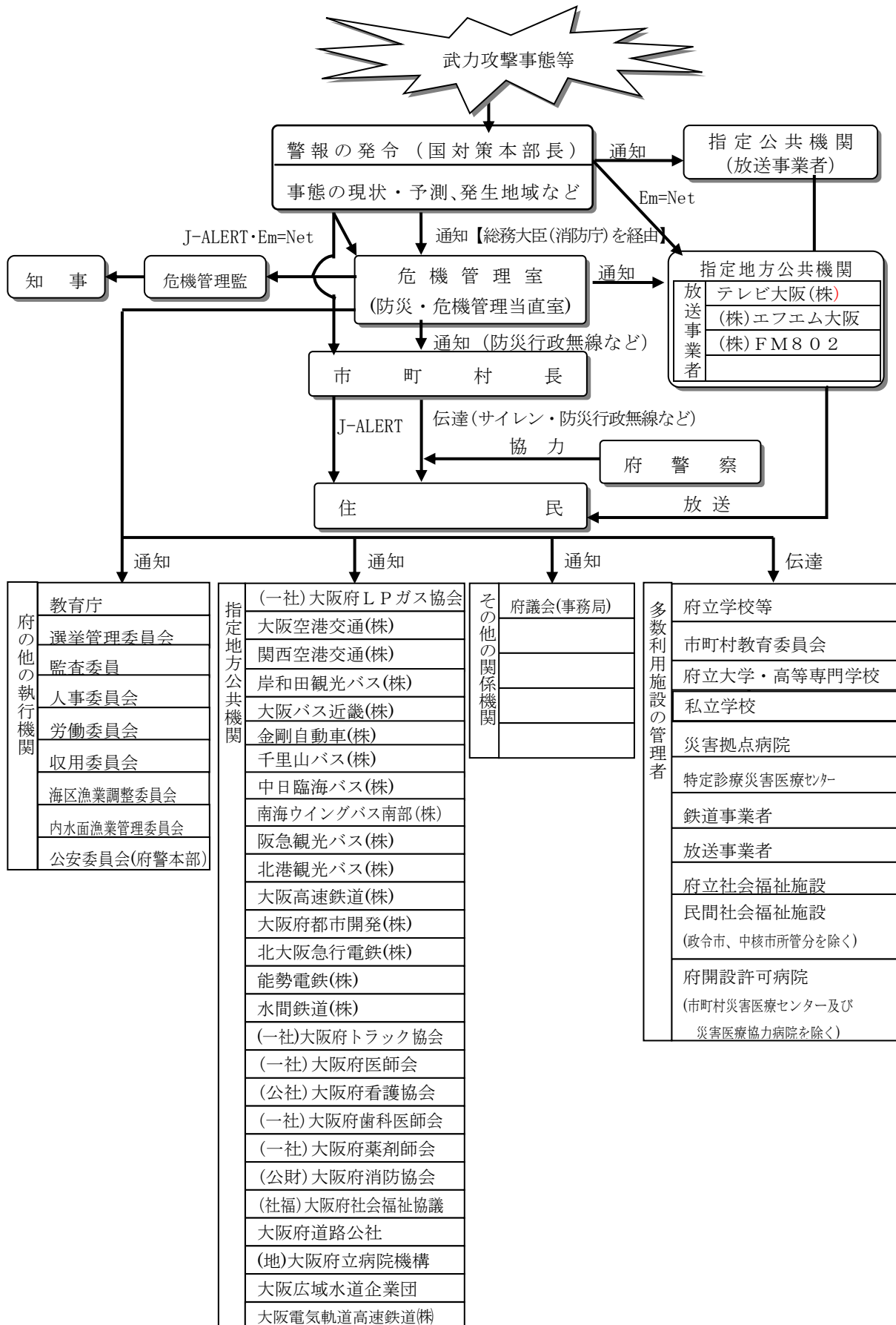
通知・伝達ルートは別図(次頁)のとおりとする。

(3) 通知・伝達手段

通知・伝達は、次の i から v の手段など、効果的な伝達手段を確保する。

- i 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- ii 府防災行政無線
- iii テレビ・ラジオ(放送事業者に対する迅速な通知)
- iv インターネット(ホームページへの掲載)
- v 携帯電話の一斉メール

《図：警報の通知・伝達ルート》



(参考1) 「おおさか防災ネット」からの携帯メール配信（19年3月運用開始）

関係機関の防災情報を一元化に集約する防災ポータルサイト「おおさか防災ネット」を開設し、そこを通じて、あらかじめ登録された住民に対し、国民保護に関する緊急情報を携帯電話へメール配信する。

(参考2) 府ホームページへの「緊急情報」の掲載（18年6月運用開始）

国により武力攻撃事態等の認定があったとき、危機管理室は、トップページの「緊急情報」に、次の文例を掲載するとともに、関連情報の提供や関係機関のホームページへのリンクを行う。

- ・ __月__日__時、××地域で武力攻撃事態の警報が発令
- ・ __月__日__時、〇〇地域の住民に対し、避難指示を発令

(参考3) 全国瞬時警報システム< J - A L E R T >

対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が通信衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報（サイレン吹鳴及び音声放送）を瞬時に伝達する。

府（災害対策課長）は、Jアラートで不具合のあった市町村等へ防災行政無線ファックス等を用いて送信する。

消防庁から J - A L E R T で送信する国民保護関連の情報（19年度運用開始）

- ア 弾道ミサイル攻撃情報
- イ 航空攻撃情報
- ウ ゲリラ、特殊部隊攻撃情報
- エ 大規模テロ情報（緊急処理事態に該当するような事例を想定）

※有事サイレンやJアラート放送例は、内閣官房のホームページで試聴可能

(4) 避難行動要支援者への伝達

ア 在宅の避難行動要支援者

府は、聴覚・視覚障がい者などに、情報が確実に伝わるよう、放送事業者などに協力を求める。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

府との事前の役割分担に基づき、市町村は、対象となる地域の社会福祉施設及び病院を把握し、その施設管理者と協議のうえ、あらかじめリストを作成するなど、事前に把握した情報に基づき、電話、ファクシミリ、インターネット等により伝達する。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

府は、外国語放送を実施しているコミュニティFM等に働きかけるなどして、外国人への情報提供に配慮した広報に努める。

(5) 警報の解除

警報が解除された場合、知事は、発令の場合に準じて通知・伝達を行う。

2 緊急通報の発令

(1) 武力攻撃災害の兆候が発見された場合の措置

知事（災害対策課長）は、武力攻撃災害の兆候発見の通知・通報を受けたときは、消防庁、市町村・消防本部等、府警察本部、その他の当該災害への対処に関する措置を講ずる必要が生じる機関に対し、警報と同様の方法で、通知する。

(2) 知事による緊急通報の発令

知事（災害対策課長）による緊急通報の発令・通知・報告は、次のとおりとする。

ア 発令基準

武力攻撃災害が発生した場合、又は武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

イ 緊急通報の内容

- i 武力攻撃災害の現状及び予測
- ii その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(3) 知事による緊急通報の通知

知事（災害対策課長）は、直ちに、警報の通知・伝達と同様の方法で、府内の市町村の長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、関係指定公共機関、及びその他の多数利用施設の管理者等に警報で通知する。

(4) 知事による緊急通報の報告

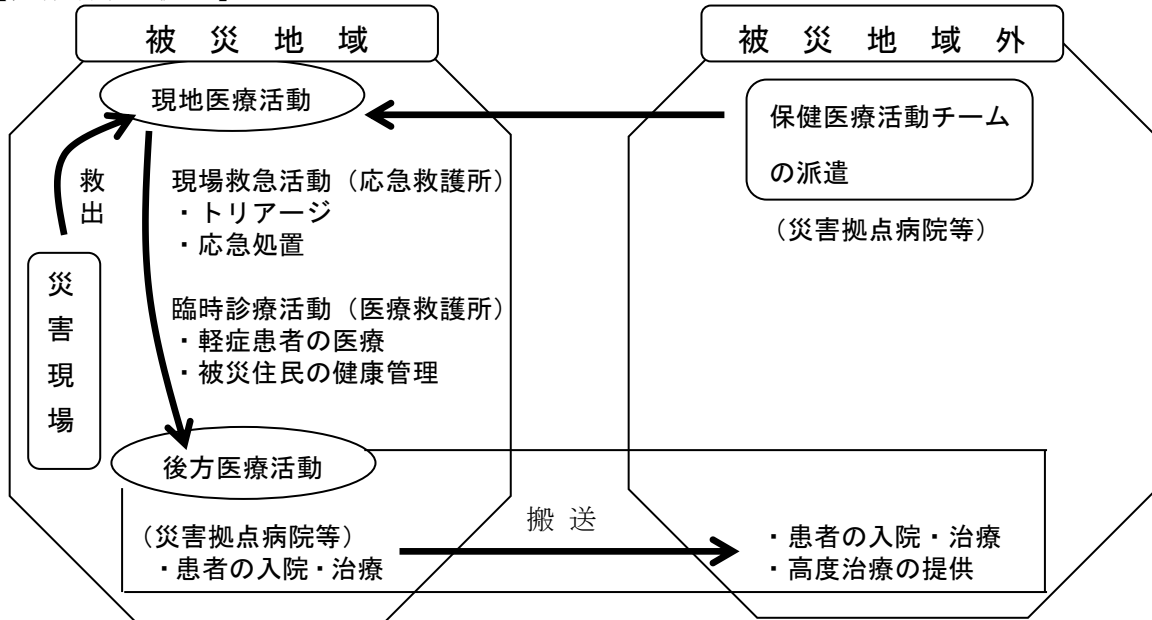
知事（災害対策課長）は、緊急通報を発令したとき、速やかに、消防庁（国民保護・防災部）を通じて、国対策本部長へ報告する。

(5) 緊急通報の解除

知事は、緊急通報を解除する場合、発令の場合に準じて通知する。

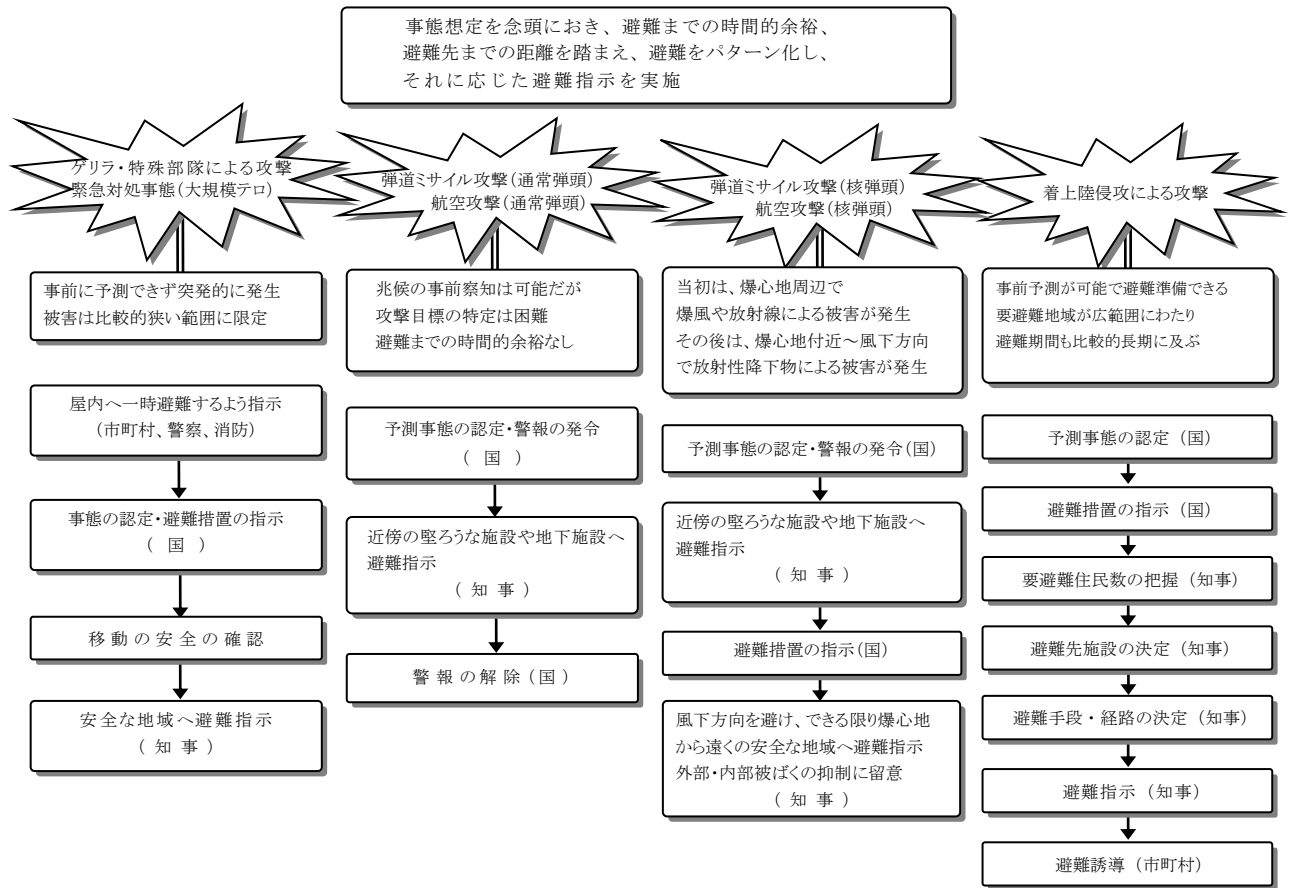
第4章 武力攻撃等災害への対処

【医療活動の流れ】



※DMATの保健医療活動は、原則として、多数傷病者発生時において対応困難となった医療機関に対する支援を行うこととする。ただし、要請に基づき止むを得ず、現地医療活動を実施する場合は、コールドゾーンで行うことを前提として、医療対策課長が総合的に派遣を判断する。

【避難の指示】



第4章 武力攻撃等災害への対処

第1節 消火・救助・救急活動

1 市町村からの要請

知事（災害対策課長）は、市町村長から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、府域の市町村が対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

2 現地関係機関による連絡会議

(1) 招集

原則として、市町村が、その都度、集合場所を指定のうえ招集する。市町村が招集できない場合は、府（災害対策課長）が招集する。

なお、現地の関係機関が、招集の必要を認めたときは、市町村又は府に対し、招集の要請を行うことができる。

(2) 構成

市町村、府、府警察、消防機関、第五管区海上保安本部等、自衛隊の国民保護等派遣部隊、保健所、医療機関、その他必要と認められる現地の関係機関

(3) 主な役割

現地の関係機関が、相互に連携した消火・救助・救急活動が実施できるよう、次のことを行う。

- i 現地の関係機関が有する情報の共有
- ii 現場の措置に係る活動区域や役割分担の調整
- iii 現場における広報の調整

第2節 保健医療活動

府は、府国民保護計画に記載の役割分担を踏まえ、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」及び「大阪府D P A Tガイドライン」及び「災害救助法による医療、助産及び死体処理に関する業務委託契約書（日本赤十字社大阪府支部）」などを踏まえ、保健医療活動を次のとおり行う。

1 保健医療活動に関する府の組織体制

大規模な武力攻撃災害等が発生した場合には、保健医療活動に関する災害応急活動を実施するため、必要に応じて下記組織を設置する。

- (1) 保健医療活動全体の調整を行うため、国民保護対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：健康医療部長）を設置する。
- (2) 医療対策課長は、D M A T（災害派遣医療チーム）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に、D M A T調整本部を設置する。
（平時よりD M A T調整本部長として活動する要員を統括D M A T登録者より複数任命しておくほか、大規模災害時等は緊急消防援助隊調整本部と情報交換を行い、D M A Tの派遣先や活動内容等の判断材料とする。）
- (3) 医療対策課長は、災害拠点病院において、D M A Tの派遣調整等を行うため、必要に応じ、D M A T調整本部の下に、D M A T活動拠点本部を設置する。
- (4) 医療対策課長は、航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、D M A T調整本部の下に、D M A T・S C U本部を設置する。
- (5) 地域保健課長は、D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に、D P A T調整本部を設置する。
- (6) 府保健所長は、管内の地域保健医療活動全体の調整を行うため、府保健所内に保健所保健医療調整本部（本部長：保健所長）を設置する。

2 医療情報の収集・提供活動

- (1) 健康医療総務課長、保健医療企画課長、医療対策課長、健康づくり課長、地域保健課長及び薬務課長は、医療提供施設（歯科及び薬局を含む）の被災・活動状況や患者受け入れ情報など、医療ニーズの迅速かつ的確な把握・収集に努める。
- (2) 医療対策課長は、武力攻撃、テロ等が発生した場合等は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の運用を行い、災害医療機関から被災医療情報を収集する。
- (3) 医療対策課長は、把握した医療機関被災・活動情報を府域市町村等に提供する。
- (4) 健康医療総務課長は、把握した医療機関被災・活動情報を府域の保健所に提供する。
- (5) 健康医療総務課長は、災害対策課長を通じて、医療機関の復旧に係る対策をライフライン事業者等関係機関に要請する。

3 現地医療対策

(1) 保健医療活動チームの派遣要請

保健医療活動チームは、DMA T、JMA T、日赤救護班、DPAT、歯科医療班、薬剤師チーム等災害対策に係る保健医療活動を行うチームをいう。

災害拠点病院、DMA T活動拠点本部、保健所及び市町村（保健所設置市含む。）等からの各保健医療活動チームの派遣要請は、保健医療調整本部で集約し、DMA T調整本部、DPAT調整本部及び各担当課等が各団体との協定等に基づき行う。

派遣された保健医療活動チームは、被災地内の各病院や避難所等において関係機関と情報の共有化を図り、保健医療活動を行う。なお、保健医療活動チームは、現地医療活動を行うために、当座必要な資機材等を携行する自己完結型であることを原則とする。

また、保健医療調整本部は、DMA T調整本部長、DPAT調整本部長及び府が委嘱する災害医療コーディネーターと協議・調整しながら、必要に応じて、国及び他府県に対しても保健医療活動チームの応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し、調整を行う。

(2) 保健医療活動チームの搬送手段の確保

保健医療活動チームの派遣は、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、保健医療調整本部において搬送手段を確保する。

4 後方医療対策

(1) 後方医療の確保

医療対策課長は、医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、災害医療機関に対し患者の受入を要請する。また、EMISを通じて、患者の受け入れ可能病床の確保情報を保健所、市町村等と共有する。

さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。

(2) 患者搬送

保健医療調整本部は、DMA T活動拠点本部等からヘリコプター等による搬送要請を受けたときは、DMA T調整本部長や災害医療コーディネーターと協議し、厚生労働省や関西広域連合にドクターヘリの要請を行うほか、災害対策本部に設置する航空運用調整班を通じて消防防災ヘリ、航空機等を保有する関係機関に搬送の依頼要請を行う。

また、必要に応じて、府内空港に設置した航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において重症患者の症状の安定化を図り、被災地外搬送を行う。

5 医薬品等の確保・供給活動

市町村から応援要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、医療対策課長は、災害拠点病院、日本赤十字社大阪府支部（血液センターを含む）等の協力を得て、薬務課長は、「災害用医薬品等の供給に関する協定書」などを踏まえ、大阪府薬剤師会及び大阪医薬品卸協同組合等に要請を行い、医薬品、衛生材料及び血液製剤等の医療物資の確保・供給を行う。

また、薬務課長は、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し、調整を行う。

6 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神科医療、歯科疾患等の疾病に対する対策については、保健医療企画課長、医療対策課長、健康づくり課長及び地域保健課長が、各特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

7 NBC攻撃を受けた場合の医療活動

「核攻撃等又は武力攻撃原子力災害」の場合、内閣総理大臣は、文部科学大臣、厚生労働大臣を指揮し、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる「緊急被ばく医療派遣チーム」が現地に派遣される。

「生物剤による攻撃」の場合は、厚生労働省、文部科学省は、使用された病原体等の特性に応じた診断・治療方法の情報提供、診断・治療方法に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体に対して的確な支援を行う。

「化学剤による攻撃」の場合も、厚生労働省は、原因物質が特定された場合は、その特性に応じた診断、治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体等に対して的確な支援を行う。

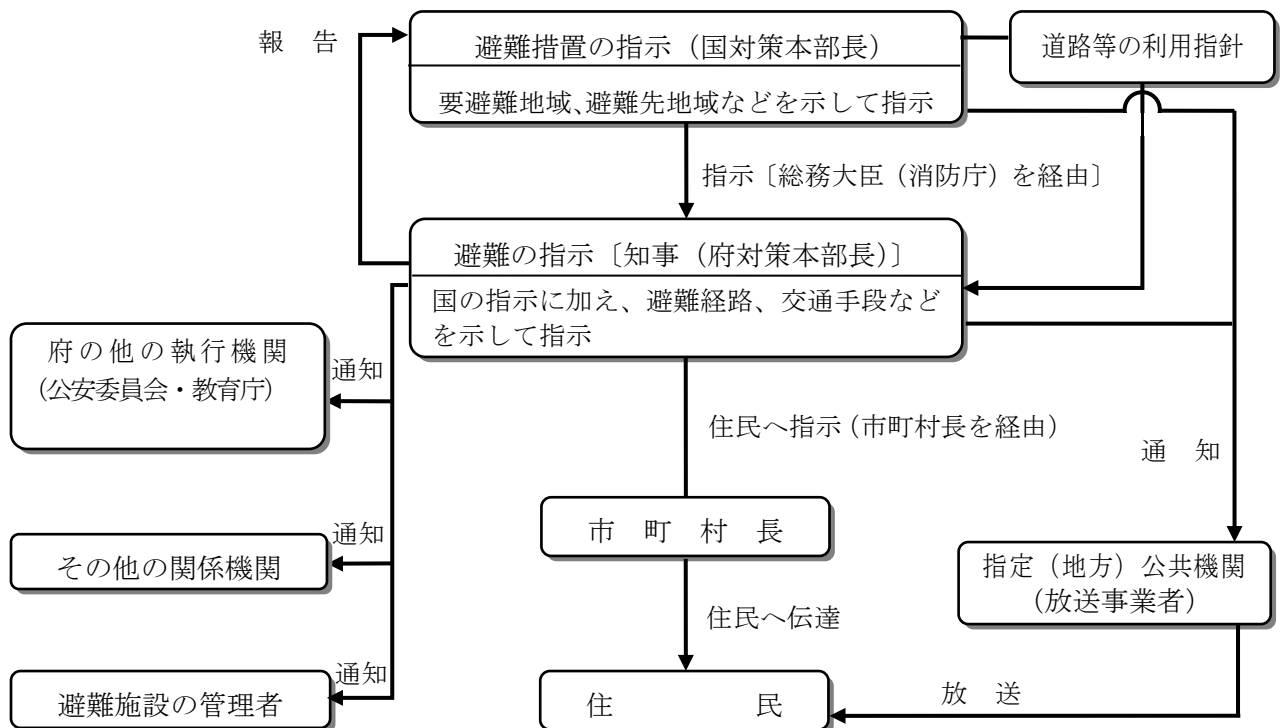
こうした国の支援とともに、府内において小規模なNBCテロを含め、発生時には、「NBC等大量殺傷型テロ対処現地関係機関の連携指針」のとおり、応急対策のために連携を行うものとする。

第3節 避難の指示

1 避難の指示の流れ

知事（災害対策課長）は、国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合、直ちに、その内容を警報の通知・伝達と同様の方法により、関係機関等に通知する。

〈図：避難の指示〉



(1) 府が要避難地域を管轄する場合

ア 知事は、市町村長を經由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、国対策本部長から示された避難措置の指示の内容に加え、主要な避難経路、避難のための交通手段、その他避難方法を示して、避難の指示を行い、避難に当たっては大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携して必要な措置をとるものとする。

イ 福祉部関係室・課長は、市町村・関係団体と協力して、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報集約・共有や、福祉ニーズの迅速な把握等に取り組むとともに、必要に応じて、国や近隣府県（関西広域連合）、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

(2) 府が避難先地域を管轄する場合

知事は、他の都道府県知事から、避難住民等の受入れについて協議を受けた場合は、府内の関係市町村長と協議を行い、避難施設の状況や受入れの体制を勘案して、迅速に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事、受入地域の市町村長及び避難施設の管理者に通知する。

また、避難住民の輸送手段の確保等を行う場合に協議元の都道府県知事から国民保護法第13条に基づき事務の委託をうけるものとする。

2 避難の指示

知事は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4事例を避難までの時間的余裕、避難先までの距離を踏まえ、事態発生の際、知事（災害対策課長）は、最も適切なパターンを選択し、事態に応じた修正等を加えたうえで、避難の指示を行うことを基本とする。

《表：事態類型等と避難の特徴》

避難の特徴 事態類型等		被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段
武力 攻撃 事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	予測は可能 →時間的な余裕あり	公共交通機関・借上バス
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	弾道ミサイル攻撃 (通常弾頭)	狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	航空攻撃 (通常弾頭)	広い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
緊急対処事態		狭い範囲 →近くへ避難 (近傍の施設・市町村内)	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
NBC 攻撃	核兵器 (弾道ミサイル (核弾頭) 航空攻撃 (核弾頭))	・核爆発の被害を受ける地域 →近くへ避難(地下施設・コンクリート施設)後、遠くへ避難 (他市町村・他府県) ・放射能降下物の被害を受ける地域 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	→時間的余裕なし →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス 公共交通機関・借上バス
	生物兵器	→近くへ避難	→時間的余裕なし	徒歩
	化学兵器	(近傍の施設・市町村内)		公共交通機関・借上バス

(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難

ア 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して、市町村外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他府県の避難先地域

へ避難する。

その際、公共交通機関（鉄道・長距離バスなど）や借上バスを利用して、要避難地域の住民は、他市町村・他府県の避難施設へ、要避難地域にいる通勤・通学者等は、他市町村・他府県にある自宅等へ避難する。

ただし、府の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を短期間で遠方へ避難させることは、極めて困難であることから、上記のような避難の準備ができる場合を除き、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する。

イ グリラ・特殊部隊による攻撃・緊急処理事態の場合

グリラ・特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態は、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定されるが、一般的には被害の範囲は比較的狭い範囲に限定される。このため、直ちに屋内施設へ一時的に避難させ、その後の事態の推移に応じて、安全な地域への避難を行うことを基本とする。

i 一時的な避難

現場へ駆け付けた市町村職員（災害対策基本法）、警察官（警察官職務執行法）、消防職員（消防法）は、危害が及ぶおそれのある住民等に対し、直ちに（屋内施設へ屋内施設で事案が発生した場合は屋外へ）一時的に避難するよう指示する。

ii 一時的な避難の報告・連絡

市町村等は、一時的な避難の状況（退避施設面積や人数等）を府に報告し、府（災害対策課長）は、消防庁（国民保護・防災部）へ報告する。

iii 事態の認定と避難措置の指示

国の事態認定後、住民の避難が必要であると認めるときは、国対策本部長が、知事に対し、要避難地域や避難先地域等を示し避難措置の指示を行う。

iv 事態認定後の避難指示

知事（災害対策課長）は、避難措置の指示を受け、関係市町村、警察、消防、海保、自衛隊等の情報や助言を踏まえ、次の基準に基づき、避難指示を行う。

(ア) 発生現場の正確な情報が入手できない場合で、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内避難を指示する。

(イ) 攻撃が一時的に沈静化した場合で関係機関などからの情報で移動の安全が確認できたときは、より安全な地域への移動避難を指示する。

v 避難指示の通知・報告

知事（災害対策課長）は、避難指示をしたときは、直ちに、要避難地域、避難先地域の市町村長、その他の市町村、府の他の執行機関、関係指定（地方）公共機関に通知するとともに、国対策本部長に報告する。

ウ 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）・航空攻撃（通常弾頭）の場合

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）・航空攻撃（通常弾頭）は、一般的に、兆候を事前に察知した場合でも攻撃目標を特定することは困難であり、さらに、極めて

短時間で着弾することから、直ちに、屋内への避難を指示し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域への避難を指示することを基本とする。

i 予測事態の認定と警報の発令

国の予測事態の認定後、弾道ミサイル等による攻撃が差し迫っていると認めるときは、国対策本部長は、警報を発令するとともに、避難措置の指示を行うとされ、この場合は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、国において、各市町村の防災行政無線を自動起動し、警報サイレンを鳴らす。

ii 避難指示

知事（災害対策課長）は、避難措置の指示を受け、直ちに全府域の住民に対し、近傍の堅ろうな施設（コンクリート造りなど）や地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場など）等の屋内へ避難するよう指示する。

iii 避難指示の通知・伝達

知事（災害対策課長）は、避難指示をしたときは、直ちに、要避難地域の市町村（着弾予測地域が示された場合など）、放送事業者である指定（地方）公共機関を最優先に、関係機関に通知する。

エ 緊急対処事態の場合

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、それに準じた避難を行う。

(2) NBC 攻撃における避難

ア 核兵器を用いた攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）・航空攻撃（核弾頭）は、一般的に、兆候を事前に察知することは可能であるが、攻撃目標を特定することは困難であり、避難までの時間的余裕が少ないとされている。

また、核弾頭を用いた攻撃は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。また、熱線、爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射性降下物は爆心地付近から風下方向において被害をもたらすとされている。

このため、核爆発に伴う直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過し残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示することを基本とする。

また、直接の被害を受けないものの放射性降下物による被害を受けるおそれがある地域については、できる限り、風上方向の安全な地域へ避難として、安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借上バスを利用して、他市町村・他府県にある避難施設や自宅等へ避難するよう指示することを基本とする。

i 予測事態の認定と警報の発令

国の予測事態の認定後、弾道ミサイル等による攻撃が差し迫っていると認めるときは、国対策本部長は、警報を発令するとともに避難措置の指示を行うとされている。なお、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、国において、各市町村の防災行政無線を自動起動し、警報サイレンを鳴らすとされて

いる。

ii 第1段階の避難指示

知事（災害対策課長）は、避難措置の指示を受け、直ちに全府域の住民に対し、近傍の堅ろうな施設（コンクリート造りなど）や地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場など）等の屋内へ避難するよう指示する。

(ア) 避難指示の通知・伝達

知事（災害対策課長）は、避難指示をしたときは、直ちに、要避難地域の市町村（着弾予測地域が示された場合など）、放送事業者である指定（地方）公共機関を最優先に、関係機関に通知する。

(イ) 核攻撃を踏まえた避難措置の指示

核攻撃であることが判明した段階で、国対策本部長により、残留放射線の影響を受ける地域・期間や放射性降下物が予測される地域・期間などを踏まえ、あらためて避難措置の指示が行われるとされている。

iii 第2段階の避難指示

知事（災害対策課長）は、国の避難措置の指示に基づき、風下方向を避けて、できる限り爆心地から遠くの安全な地域へ、利用可能な公共交通機関又は府等の借上バスにより、避難するよう指示する。その際、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避け、内部被ばくを抑制するよう呼びかける。

イ 生物兵器を用いた攻撃の場合

生物剤は、人に知られることなく散布でき、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難するよう指示することを基本とする。

ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をほうように広がる。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高い所など、汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示することを基本とする。

(3) 府域内から府域内へ避難する場合

知事（災害対策課長）は、府域内において、住民を避難させる必要のある避難措置の指示を受けたときは、避難先地域及び避難経路地域を管轄する市町村長と協議したうえで、避難の指示を行う。

ア 要避難住民数の把握

知事（防災企画課長）は、市町村ごとの要避難住民数を、あらかじめ準備しておいた昼夜間別、世帯別、援護要否別等の人口データを用いて、把握する。

イ 避難施設の決定

知事（災害対策課長）は、避難施設のデータベースの中から、避難施設の候補を選定し、避難先市町村長の意見を聴いたうえで、避難施設を決定する。

ウ 避難手段・避難経路の調整

知事（災害対策課長）は、国対策本部長による道路等の利用指針などを踏まえ、避難手段や避難経路について調整する。

エ 避難手段の決定

鉄道、バス等を利用する場合、知事は、あらかじめ把握しておいた輸送力の状況を踏まえ、運送事業者である指定（地方）公共機関と輸送方法等について、府警察と交通規制等について調整したうえで、避難手段を決定する。

オ 避難経路の決定

鉄道、バス等を利用する場合、知事（災害対策課長）は、府警察と避難経路等について、道路管理者と道路状況を考慮して利用調整したうえで、あらかじめ選定しておいた候補路線のうちから避難経路を決定する。

カ 避難の指示の通知・報告

知事（災害対策課長）は、避難の指示をしたときは、直ちに、要避難地域、避難先地域の市町村長をはじめ、その他の市町村長、府の他の執行機関、関係指定公共機関・指定地方公共機関及び避難施設の管理者に通知するとともに、国対策本部長に報告する。

キ 避難の指示の伝達

市町村長は、避難の指示の通知を受けたときは、府警察の協力を得て、住民及び関係のある公私の団体へ伝達するものとする。この際、警報・緊急通報の伝達と同様、避難行動要支援者への迅速かつ確実な伝達に配慮するものとする。

ク 避難の指示の放送

放送事業者である指定（地方）公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送するものとされている。その際、知事は、言論・表現の自由及び放送の自律性を尊重するものとする。

ケ 避難の指示の解除

知事（災害対策課長）は、国対策本部長が避難措置の指示を解除した場合は、避難の指示を解除し、関係機関等に通知・報告する。通知を受けた市町村長は、避難住民及び関係のある公私の団体へ解除された旨を伝達するとともに、避難復帰要領で定めるところにより、復帰のための誘導その他の措置を行うものとする。

(4) 府域内から府域外へ避難する場合

府知事（災害対策課長）は、府域を越えて住民を避難させる必要のある避難措置の指示を受けたときは、避難先地域及び避難経路地域を管轄する知事と協議したうえで、避難の指示を行う。

ア 要避難住民数等

知事（災害対策課長）は、要避難住民数、避難手段、避難経路等を、避難先地域

及び避難経路地域を管轄する知事に通知する。

イ 受入地域の決定

避難先地域を管轄する知事から、避難住民を受け入れる地域の決定通知を受けた知事（災害対策課長）は、要避難地域を管轄する市町村長等へ通知する。

なお、避難先地域を管轄する知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、府知事は、避難先の知事に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

ウ 要避難地域の住民への避難の指示

知事（災害対策課長）は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して、避難の指示を行う。

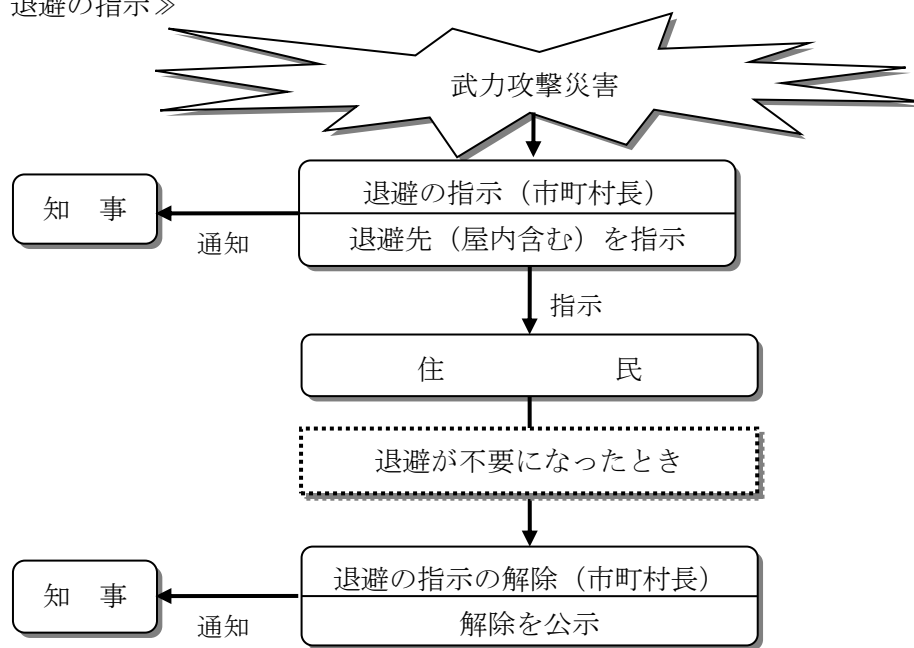
エ 府域内での避難にかかる措置の準用

その他、避難の指示の通知・報告、解除等の措置は、府域内での避難にかかる措置に準じて行う。

第4節 退避の指示

知事（災害対策課長）は、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、自ら退避の指示を行う。

《図：退避の指示》



1 内容

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある地域又は場所の住民等に対し、目前の危険を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるよう指示する。

2 伝達・通知

退避の指示を行った場合は、拡声器等により速やかに住民へ伝達するとともに、退避の必要がなくなったときは、拡声器、立看板等住民が十分に了知できる方法で、その旨を公表する。

また、退避を要する地域を管轄する市町村長（国民保護担当課）、公安委員会（府警本部）その他の関係機関に速やかに通知するとともに、消防庁（国民保護・防災部）を通じて国対策本部長に連絡する。

第5節 警戒区域の設定

1 要件

警戒区域の設定は、原則として、市町村が行うが、「武力攻撃災害が二以上の市町村に及ぶ可能性があり、緊急に広域的に警戒区域を設定する必要がある場合」など

においては、府が行う。

2 方法

(1) 区域の特定

武力攻撃災害の現場を管轄する市町村、警察、消防などと連絡調整のうえ、警戒区域を特定する。

(2) 区域の明示

警戒区域の明示は、市町村、警察、消防などの協力のもと、ロープ、標示板等により行う。

(3) 住民への広報・周知

府の広報媒体により周知を図るとともに、市町村、警察、消防などのほか放送事業者に対し、協力を要請する。

(4) 関係機関への通知・連絡

警戒区域を管轄する市町村に通知するとともに、府警察、消防機関、消防庁などに連絡する。

(5) 立入制限・禁止、退去命令

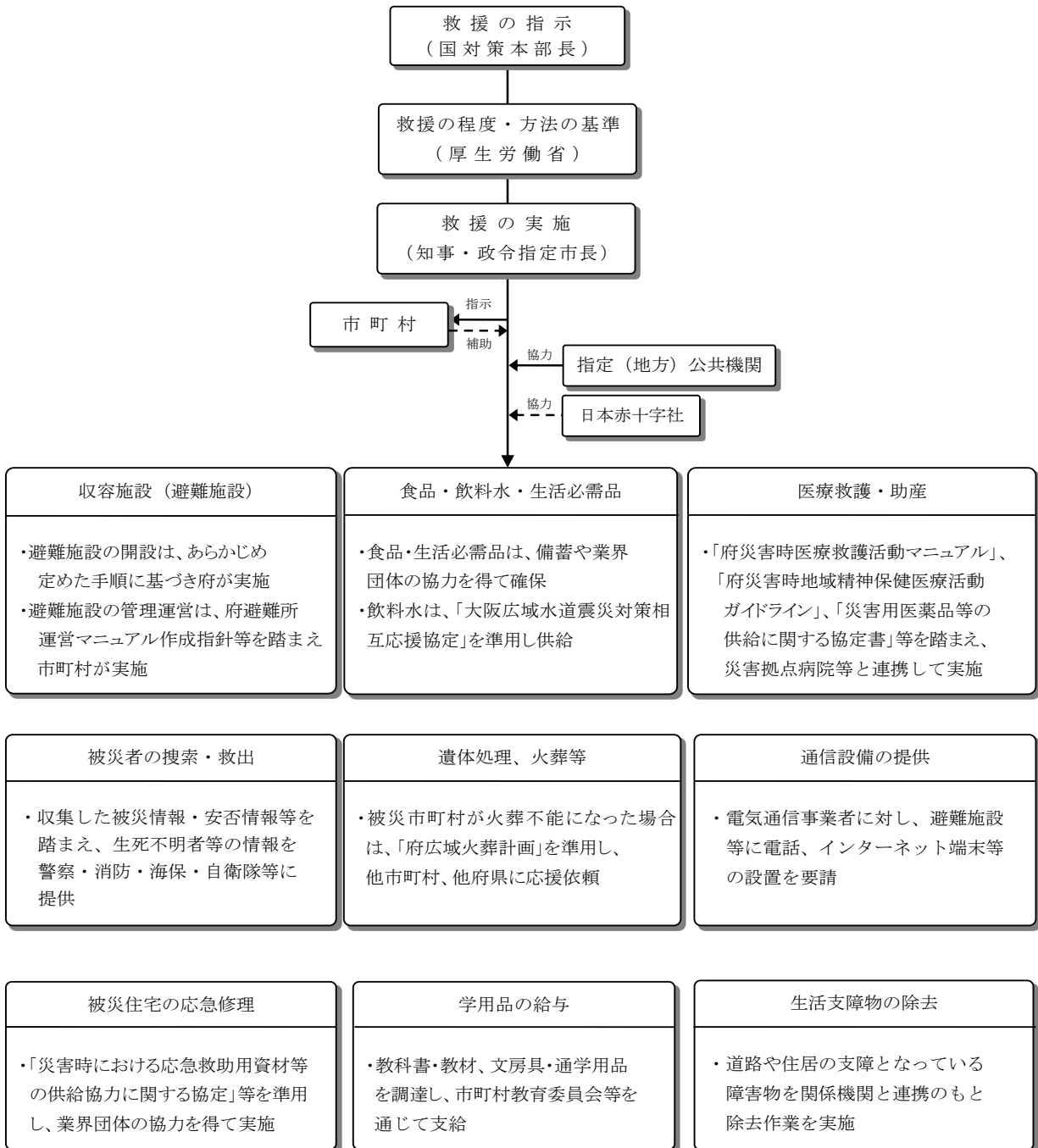
必要と認める場所に府職員を配置するとともに、府警察に交通規制などの必要な措置の実施を要請する。

なお、立入制限を行う場合は、「武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者」を立入許可者とし、警察等に協力を要請する。

(6) 設定の要請

府は、必要があると認めるときは、府警察又は第五管区海上保安本部等に対し、警戒区域の設定を要請する。

第6節 被災者の生活支援



1 救援の実施

(1) 知事による救援

ア 救援の程度及び方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置」（平成25年内閣府告示第229号）に基づき救援を行う。

イ 知事は国対策本部長の救援措置を実施の指示を受けて、次に掲げる救援を行う。ただし、緊急を要するときは、その指示を待たずに行う。また、府と同様の立場で救援を行う指定都市の長に、直ちに指示の通知を行う。

なお救援実施にあたっては、本マニュアルにおける府と市町村（指定都市を除く）の役割分担に沿って、市町村長に対し指示を行い、又は市町村長の補助を得て、救援を実施する。

- i 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ii 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- iii 生活必需品の給与又は貸与
- iv 医療及び助産【第2章 応急対策に記載】
- v 被災者の捜索及び救出
- vi 埋葬及び火葬
- vii 電話その他の通信設備の提供
- viii 武力攻撃災害を受けた住宅（「以下「被災住宅」という。）の応急修理
- ix 学用品の供与
- x 災害によって、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 日本赤十字社大阪府支部との連携

知事は、救援の実施を日本赤十字社大阪府支部に派遣要請するときは、「災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約書」を準用する。

2 救援の実施・収容施設の供与

(1) 避難施設の開設

避難施設の開設は、原則として知事（災害対策課長）が次の手順により行う。

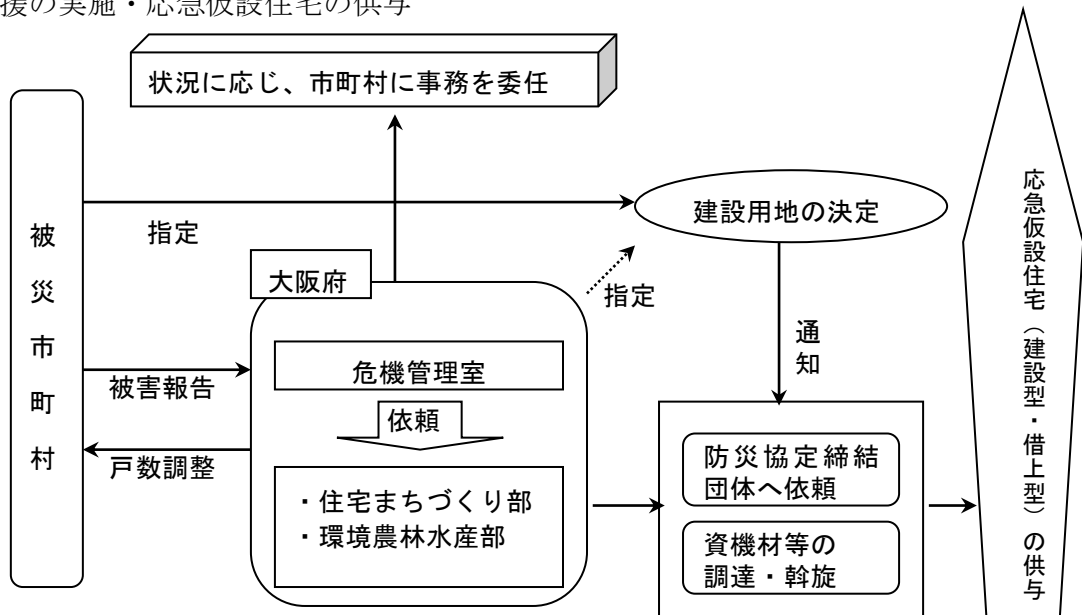
- ア 候補施設の選定（事態に応じた施設の選定）
- イ 避難先市町村の意見聴取（候補施設及び周辺の安全性の確認）
- ウ 開設する避難施設の決定
- エ 施設管理者へ通知（市町村を經由）
- オ 避難施設管理運営職員の派遣（市町村が実施）
- カ 避難施設管理運営職員の配置確認
- キ 避難施設開設の周知
- ク 避難施設の管理運営（市町村が実施）
- ケ 避難施設の閉設

(2) 避難施設の管理運営

避難施設の管理運営は、原則として、市町村が行う。その際、市町村は、「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」などを踏まえ、あらかじめ定めておいたマニユ

アルに基づいて行う。

3 救援の実施・応急仮設住宅の供与



(1) 応急仮設住宅の割当

災害対策課長は、応急仮設住宅の建設・借上げの割当について、被災市町村と十分に調整を図るとともに住宅まちづくり総務課長に連絡する。

(2) 応急仮設住宅の建設（建設型仮設住宅）

住宅まちづくり総務課長は、建設型仮設住宅の設置を公共建築室計画課長に連絡し調整を図るとともに、これを実施する。

ア 建設型仮設住宅の事前準備

公共建築室計画課長は、「災害時における応急仮設住宅についての協定」などを踏まえ、建設型仮設住宅の設置が円滑に行えるよう体制を整えておくとともに、あらかじめ建設用地を大阪府応急仮設住宅データベースを使って把握しておく。

イ 建築用資材の調達斡旋

建設型仮設住宅の設置等に用いる木材は、みどり・都市環境室みどり推進課長が必要に応じて調達を要請する。

ウ 維持管理

公共建築室住宅設計課長は、建設型仮設住宅の維持管理について、被災市町村と十分に調整を図り、管理委託契約を締結して、建設型仮設住宅所在地の市町村に維持管理を委託する。

エ 他府県への建設型仮設住宅用地の要請

災害対策課長は、府内のみでは建設型仮設住宅用地の確保が十分でないと判断される場合には、関西広域連合に対し、建設型仮設住宅用地の情報提供を求める。

(3) 応急仮設住宅の借上げ（借上型仮設住宅）

住宅まちづくり総務課長は、民間賃貸住宅の借上げについて、建築振興課長に連絡し調整を図るとともに、これを実施する。

ア 借上型仮設住宅の事前準備

建築振興課長は、「災害時における民間賃貸住宅に係る空家情報の提供等に関する協定書」を踏まえ、被災者への民間賃貸住宅の空家の提供に向け、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請など適切な措置を講ずる。

イ 他府県への借上型仮設住宅の要請

災害対策課長は、府内のみでは借上型仮設住宅の確保が十分でない判断される場合には、関西広域連合に対し、借上型仮設住宅の情報提供を求める。

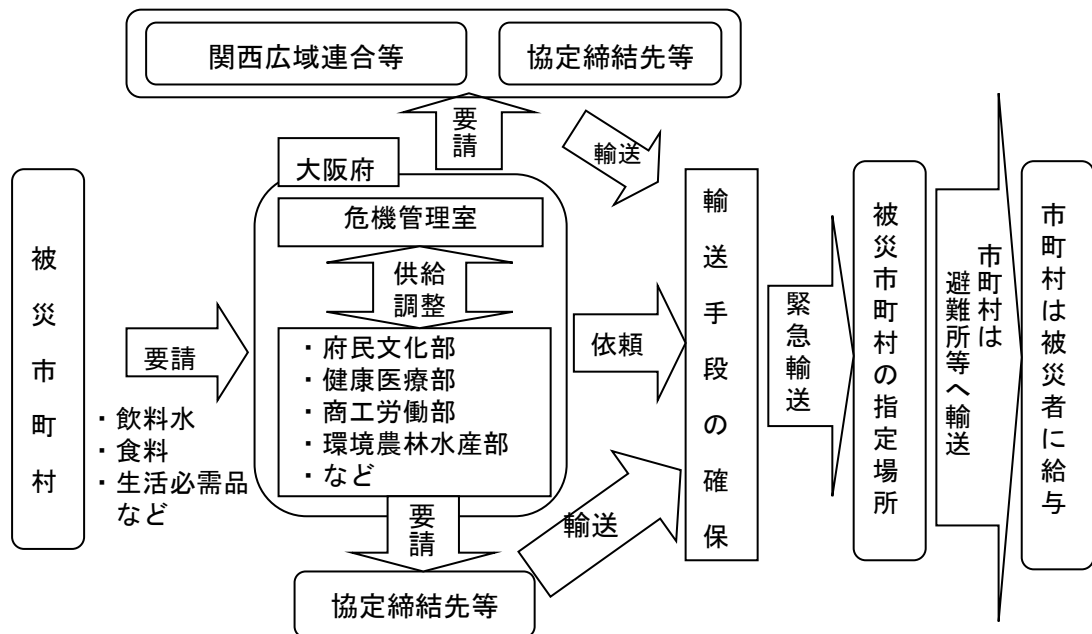
(4) 公共住宅への一時入居

災害対策課長は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の整備状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅等の空き家への一時入居の措置について、被災市町村と十分に調整を図るとともに住宅まちづくり総務課長に公共住宅の空家の確保を連絡する。

(5) 住宅に関する相談窓口の設置等

都市居住課長は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置するとともに、府内外の提供可能住宅への被災者の円滑な入居を確保するための空家状況をはじめとする必要な情報の把握に努める。

4 救援の実施・飲料水、食品の供給体制



(1) 物資等の運用要請

ア 災害対策課長は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また「災害発生時の大阪府広域防災拠点等における物資の物流管理業務に関する協定（日本通運株）」や「災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定（一社）大阪府トラック協会等）」に基づき、必要な人員や車両の派遣を要請する。

イ 災害対策課長は、「災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定」、「災害時における救援物資の保管等に関する協定」「災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定」に基づき、救助・救援物資の受入、保管、輸送等に助言を得るため、大阪府国民保護対策本部に専門家の派遣を要請する。

ウ 災害対策課長は、救助・救援物資等について市町村から府へ要請があった場合は、「災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定」、「災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定」などを踏まえ、救助・救援物資等の確保、輸送を行うものとするが、災害の状況等により被災市町村からの要請を待っていないときは、要請を待たず、救助・救援物資を確保し、輸送するものとする。

(2) 飲料水の供給

ア 給水体制の確立

環境衛生課長は、府内水道施設及び工業用水道施設が被害を受けたとき、その被害・復旧状況に関する情報を収集する。

また、府域内において市町村（大阪市を除く。）の水道事業、大阪広域水道企業団、泉北水道企業団が相互に協力する必要があるときは、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」を準用し、大阪広域水道震災対策中央本部に設置を求め、関係者と連携して給水体制を確立する。

イ 供給の方法

i 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用

環境衛生課長は、大阪広域水道企業団の浄水場、ポンプ場、浄水池に設置されている、あんしん給水栓等を活用し、飲料水等を確保するよう「大阪広域水道震災対策中央本部」を通じ要請する。

ii 給水資機材及び非常用飲料水の確保

環境衛生課長は、把握した市町村水道の被害状況を基に、市町村への給水資機材及び非常用飲料水の確保について必要と認めたとき又は要請があったとき又は必要と認めたときは、大阪広域水道震災対策中央本部を通じ、隣接市町村等と協力して調達斡旋する。

iii 給水活動に関する情報の収集と提供

給水活動の状況や水質検査の結果などの情報を収集し、積極的に提供する。

iv 隣接市町村等に対する必要な応援の措置

環境衛生課長は、把握した市町村水道の被害状況を基に、隣接市町村等の応援について市町村から応援要請を受けたとき又は必要と認めたときは、当該市

町村の隣接市町村等に対して、大阪広域水道震災対策中央本部を通じ、必要な応援の措置を要請する。

v 水質検査等の措置

環境衛生課長は、必要に応じ各保健所、公衆衛生研究所に指示し、また水道事業者に対しては、必要に応じ大阪府広域水道震災対策中央本部を通じて措置を講じるよう要請する。

vi ボトル水・缶詰水の配布

災害対策課長は、市町村から飲料水の供給の要請があったときは、「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」や「災害時における物質供給及び防災活動への協力に関する協定」などを踏まえ、当該会社保有の飲料の提供を要請する。

vii 応急給水用容器の供給

災害対策課長は、市町村長から応急給水用容器の供給の要請があったときは、府が備蓄している飲料水袋を供給する。

(3) 食糧の供給

避難施設（長期避難住宅を含む。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対し、食糧の供給を行う。

府は、市町村から要請があった場合又は必要と認めた場合は、被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集の上、次の措置を講ずる。

市町村は、避難施設等において、市町村が確保した食糧と併せ、避難住民等に供給する。

ア 精米等の供給方法

i 災害用備蓄食糧等

災害対策課長は、市町村長から食糧の供給の要請があったときは、災害用として備蓄しているアルファ化米等の備蓄食糧を供給する。また、即席麺・パン・ビスケットについては、「災害時における罹災者食糧の確保」に関する文書を踏まえ、各社保有の即席麺・パン・ビスケットの出荷を要請する。

ii 米穀（精米又は玄米）、漬物

流通対策室長は、市町村長から食糧の供給の要請があったときは、「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」を踏まえ、次のとおり供給する。

(ア) 農林水産省生産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け農林水産省総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀の引渡しを要請する。

(イ) 米穀販売事業者に対し、「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」などを踏まえ、当該業者所有の精米の供給を要請する。

(ウ) 大阪府漬物事業協同組合に対し、「災害救助用漬物の保管に関する協定」などを踏まえ、大阪府所有の漬物の引渡しを請求する。

イ 生鮮食料品の供給方法

流通対策室長は、市町村長から食糧の供給の要請があったときは、大阪府中央卸売市場等の生鮮食料品関係業者に対し、生鮮食料品の供給について協力を要請する。

ウ 粉乳の供給方法

食の安全推進課長は、市町村長から粉乳の供給の要請があったときは、乳業会社に対し、「非常災害乳児救護用調製粉乳の一定量確保委託契約」などを踏まえ、当該会社が確保する調製粉乳の供出を請求する。

エ その他食料品の供給方法

災害対策課長は、市町村から食料品の供給の要請があったときは、「災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定」に基づき、食料品の供給を要請する。

5 救援の実施・生活必需品の給与・貸与の供給

生活必需品の給与・貸与については、次のとおり行う。

なお、対処の必要がある市町村が複数の場合は、府が、物資確保計画・物資配分計画を作成し、市町村は、府と市町村が確保した生活必需品を避難所などにおいて配布する。

単一の市町村の場合は、市町村が確保した生活必需品を配布する。不足する場合は、府に要請し、府が確保した生活必需品と併せて配布する。

(1) 災害用備蓄物資の供給

災害対策課長は、市町村長から生活必需品の供給の要請があったときは、府の災害用備蓄物資（毛布、肌着、タオル、ティッシュ、哺乳瓶、紙おむつ、生理用ナプキン、簡易トイレ等）を供給する。

(2) 生活必需品等の調達斡旋

ア 災害対策課長は、市町村から生活必需品の供給の要請があったときは、「災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定」に基づき、生活必需品等の提供を要請する。

イ 男女参画・府民協働課長は、所管する消費生活協同組合連合会に対し、応急生活物資の調達を必要に応じて要請する。

ウ 商業・サービス産業課長及びものづくり支援課長は、緊急物資（生活必需品）を必要に応じて、卸及び製造の各業界に対し、調達を要請する。

6 救援の実施・被災者の捜索・救出

(1) 情報の収集・提供

被災情報・安否情報等を踏まえ、災害対策課長は「武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者」に関する情報を収集し、府警察、消防機関、第五管区海上保安本部等及び自衛隊などの関係機関に提供する。

(2) 捜索・救出の実施

災害対策課長は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、府現地対策本部職員をして、捜索・救出を実施する。

(3) 相互応援

市町村（消防機関）は、捜索・救出活動を行う。単独では十分に活動できない場合は、相互応援協定に基づき、応援を要請する。

府（災害対策課長）は、府域の市町村で対処できないときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

7 救援の実施・遺体の処理、火葬等

府は、府国民保護計画に記載の役割分担に基づき、遺体の処理、火葬等を次のとおり行う。

(1) 遺体の検案等

監察医事務所長は、府警察本部より検案要請があった場合は、検案班を編成し、検視・検案が可能な被災遺体収容先に派遣する。検案班は、府警本部等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行等を行う。

(2) 広域火葬の実施

環境衛生課長は、市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）、「大阪府広域火葬計画」を準用し、市町村及び必要に応じて関西広域連合に対し、応援依頼を行う。

(3) 必要物資の調達等

環境衛生課長は、遺体の保存に必要な物資の調達及び作業要員の確保を図るため、「災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定」を準用し、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会及び一般社団法人全国霊柩自動車協会に対し、下記業務について協力を要請する。

ア 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

イ 安置施設等の提供

ウ 遺体の搬送

エ その他必要とする事項

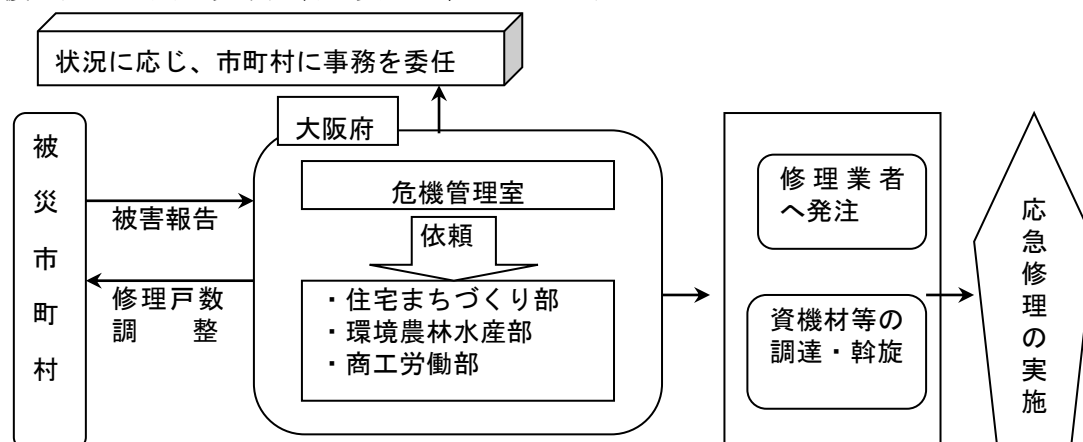
また、消防防災課長は、市町村から要請を受けた場合、災害用備蓄物資として保管している遺体袋を市町村に対し引渡す。

8 救援の実施・電話その他の通信設備

災害対策課長は、避難施設の通信設備の状況を把握したうえで、電気通信事業者に対し、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難施設などに設置するよう協力要請する。

協力の了解が得られたときは、市町村に、通信設備の具体的な設置場所などについて、電気通信事業者と調整するよう連絡する。

9 救援の実施・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理



(1) 市町村との調整等

災害対策課長は、住宅の応急修理の実施に向けて、被災市町村と十分に調整を図るとともに、住宅まちづくり総務課長に連絡する。

調整にあたっては、市町村が応急修理を行い、市町村が単独では十分に対処できないときは、府が行うことを原則とする。

(2) 応急修理の実施等

公共建築室計画課長、公共建築室一般建築課長、公共建築室住宅建築課長、公共建築室設備課長は、災害等により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理できない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(3) 資機材の確保

住宅の応急修理に用いる木材は、みどり・都市環境室みどり推進課長が必要に応じて調達を要請する。ブルーシート、土嚢等の応急建築資材は、中小企業支援室商業・サービス産業課長が必要に応じて調達を要請する。

また、災害対策課長は、「災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定」などを踏まえ、大阪建設機械リース協同組合に対し、救助用資機材等の供給協力を要請する。

10 救援の実施・学用品の供与

高等学校課長、小中学校課長及び私学課長は、市町村教育委員会又は市町村教育委員会が所管していない学校については当該学校長に状況を確認したうえで、教科書供給所から教科書・教材を一括調達するとともに、文房具・通学用品を確保し、市町村教育委員会等を通じて現物をもって支給する。

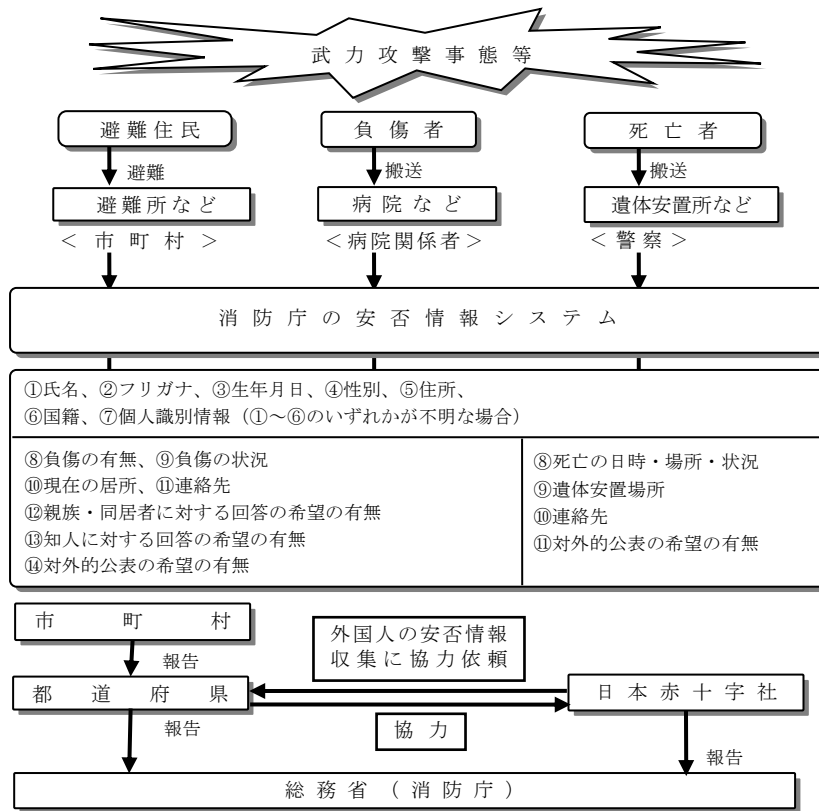
ただし、学用品の給与に必要な地域が単一の市町村の場合は、市町村、市町村教育委員会等が調達・確保し、配布する。

11 救援の実施・住居障害物の除去

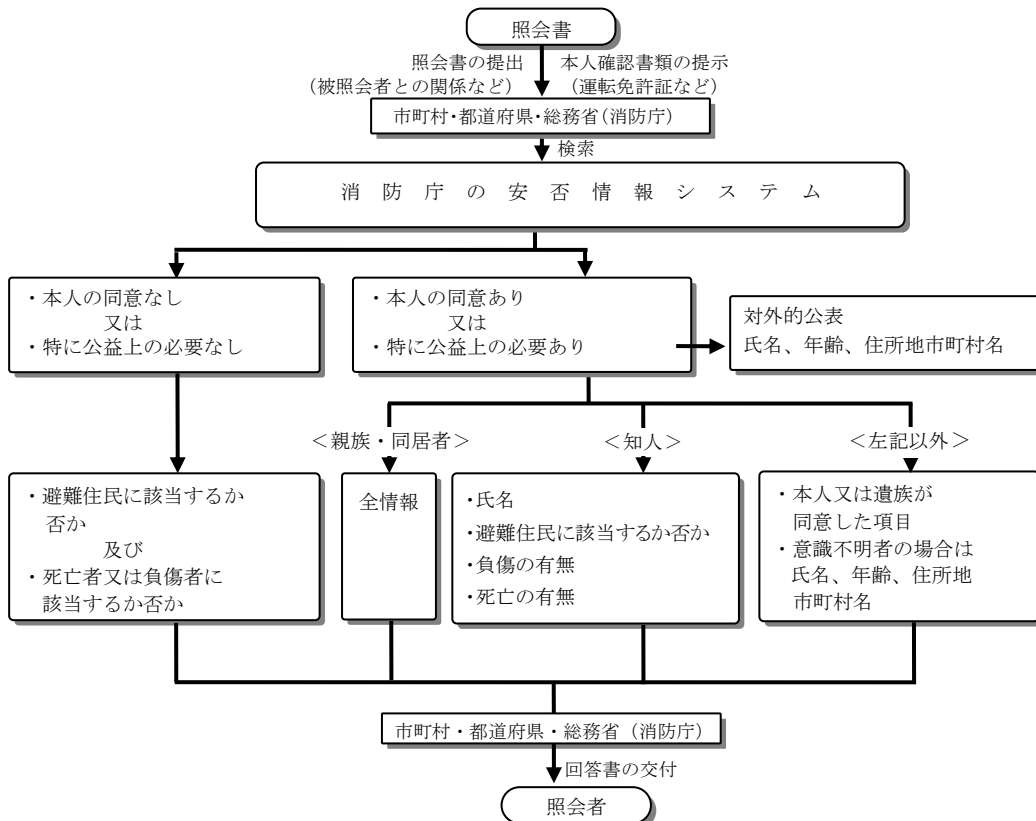
府は、武力攻撃災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運びこまれた障害物等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの力をもってしては障害物を除去できない場合は、必要に応じて、市町村への指示又は市町村の補助により、障害物の除去を行う。

第7節 安否情報の収集・提供

《安否情報の収集》



《安否情報の提供》



1 安否情報事務の全体的な流れについて

安否情報の収集、報告、照会及び回答等について、安否情報システムを用いて行うこととする。

ただし、事態が急迫している場合その他システムによることが出来ない場合には、書面、電子メール、口頭、電話等の方法により行う。

2 安否情報の収集

(1) 避難住民の安否情報

市町村等は、避難施設等から、「安否情報収集様式（様式第1号）」により、収集する。

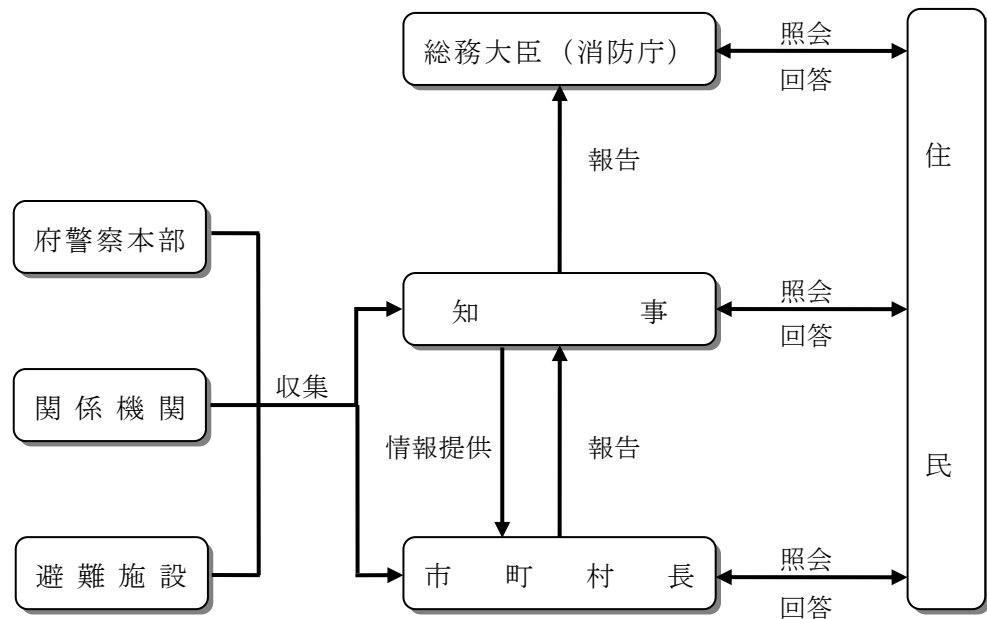
(2) 負傷した住民の安否情報

市町村等は、病院等関係機関の協力を得て、「安否情報収集様式（様式第1号）」により、収集する。

(3) 死亡した住民の安否情報

市町村等は、警察等関係機関の協力を得て、「安否情報収集様式（様式第2号）」により、収集する。

《図：安否情報の収集・提供》



3 安否情報の報告

(1) 市町村から府への報告

市町村長は、収集した安否情報を、「安否情報報告書(様式第3号)」に記載又は入力する。

(2) 府から総務省への報告

知事(防災企画課長)は、市町村から報告を受けた安否情報を様式第3号により

整理し、総務大臣（消防庁国民保護・防災部）あて報告する。

4 安否情報の照会

(1) 安否情報照会書の提出

安否情報の照会は、照会者が「安否情報照会書(様式第4号)」を書面で知事（防災企画課長）に提出することにより、受け付けることを原則とする。

(2) 照会者の本人確認

安否情報の照会にあたり、知事（防災企画課長）は、本人確認を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、パスポートなど）を提示又は提出させる。

ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示又は提出できない場合（上記アのただし書きを含む）においては、照会者の4情報（住所、氏名、生年月日、性別）を、照会者の住所地市町村に問い合わせ、住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行う。

5 安否情報の回答

安否情報の回答は、知事（防災企画課長）が、「安否情報回答書(様式第5号)」により、書面を交付することにより行う。

6 日本赤十字社による安否情報の収集・提供

知事が保有する安否情報のうち、日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行い、日本赤十字社は、外国人に関するものを収集・整理し、照会があったときは、それらの者が行う方法に準じて速やかに回答するものとされている。

7 個人情報の保護等への配慮

知事は安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

なお、安否情報を有する関係機関に対し安否情報の収集への協力を要請する場合は、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

第8節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 施設管理者に対する要請

知事（災害対策課長）は、関係機関（府公安委員会<府警察本部>、第五管区海上保安部長など）の意見を聴いて、当該施設管理者に対し、所管省庁が定めた「安

全確保の留意点」を通知するなどして、当該施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請する。

なお、要請は、特定の施設において、武力攻撃災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直接、当該管理者に対し、電話・ファックス、電子メールを用いて行う。その他の場合は、関係団体への通知、府ホームページ・おおさか防災ネットへの掲載、報道機関に対する情報提供などにより周知することによって要請を行う。

(2) 連絡体制の確保と情報の共有

知事（災害対策課長）は、警報、避難措置の指示の内容、その他の情報を踏まえ、特に必要であると認めるときは、特定の施設管理者、所管省庁、府警察、第五管区海上保安本部、市町村、消防機関等と、相互に連絡先を確認するとともに、次の事項について情報共有を行う。

- i 当該施設の安全に関する情報
- ii 当該施設の対応状況に関する情報
- iii その他必要な情報

(3) 立入制限の指定の要請

知事（災害対策課長）は、府公安委員会（府警察本部）又は第五管区海上保安部長に対し、可能な限り次の事項を示し要請する。

- i 立入制限区域を指定する必要があると認めた旨
- ii 立入制限区域の範囲
- iii 立入りを制限する期間
- iv その他必要な事項

(4) 府が管理する施設の安全の確保

知事は、自らが管理又は関与する下記の生活関連等施設について、所管省庁が定めた「安全確保の留意点」等を踏まえ、安全の確保のために必要な措置を行う。

- i 水域施設、係留施設（港湾局）
- ii ダム＜1級水系＞（河川整備課、農政室）
- iii 毒物劇物取扱所（水道部事業管理室）
- iv 放射線同位元素使用事業者の取扱所等（環境衛生課、医療対策課、地域保健課、環境農林水産総務課、食の安全推進課）
- v 物剤・毒素の取扱所（医療対策課）

2 石油コンビナート等に係る災害への対処

(1) 異常現象の通報

石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における出火、石油等の漏洩、その他の異常な現象の発生について、当該事業所の通報義務者（事業の実施を統括管理する者）は、消防局（本部）に通報し、それを受けた消防局（本部）は、石油コ

ンビナート等防災本部（消防保安課長）など関係機関に通報するとされている。

(2) 石油コンビナート等防災本部の設置

石油コンビナート等特別防災区域において、武力攻撃災害が発生したときは、大阪府石油コンビナート等防災本部（本部長＝知事）を設置し、国民保護計画及び石油コンビナート等防災計画に基づき、災害の発生・拡大を防止するために必要な措置を実施する。

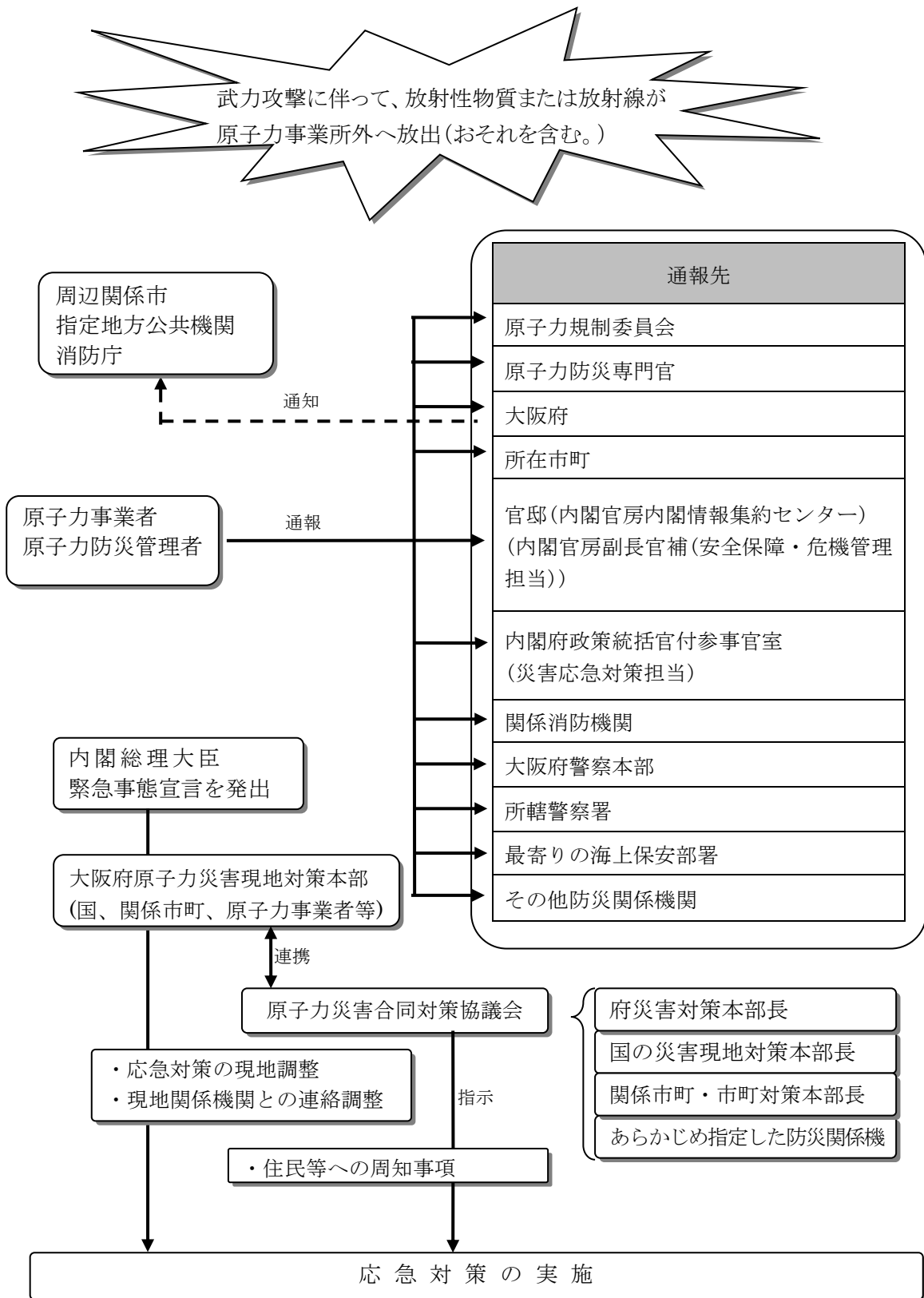
なお、防災本部の設置にあたっては、大阪府国民保護対策本部と一体的かつ円滑な運営がなされるよう配慮する。

3 原子力事業所に係る災害への対処

武力攻撃に伴って、原子力事業所外へ、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあるときは、国民保護計画及び大阪府地域防災計画（原子力災害編）に定められた措置を踏まえ対処する。

また、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施についても、大阪府地域防災計画（原子力災害編）に定められた措置を踏まえ対処する。

《原子力事業所に係る災害への対処》



4 NBC攻撃(緊急処理事態)による災害への対処

(1) 汚染拡大の防止・汚染物質等の移動制限等

ア 措置内容

知事(災害対策課長)は、汚染原因となるものの移動等により二次災害を及ぼす可能性があり、これを未然に防ぐ必要があるときは、汚染され又は汚染された疑いがあるものについて、次の措置を講ずる。

	対 象	名あて人	内 容
措置 A	飲食物、衣類、寝具等 (占有者が廃棄できない場合)	占有者 (知事等)	移動制限・禁止、廃棄 (廃 棄)
	飲料水、洗濯用水、炊事用水等	管理者	使用・給水の制限・禁止
	死体	死体の発生場所 に所在する人	移動制限・禁止
措置 B	建物	建物内又は周辺 に所在する人	立入制限・禁止、 封鎖(出入禁止)
	場所	運転者など	交通制限・遮断

イ 措置手続

措置Aを講ずるときは、当該名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該名あて人に通知する。

措置Bを講ずるときは、適当な場所に、次に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、職員の現場における指示をもって、これに代える。

- i 当該措置を講ずる旨
- ii 当該措置を講ずる理由
- iii 当該措置の対象
- iv 当該措置を講ずる時期
- v 当該措置の内容

(2) 関係機関の連携

知事(災害対策課長)は、必要に応じて、市町村長、消防機関の長、府警本部長に対し、必要な協力を要請して、汚染防止措置を実施する。

実施にあたっては、「NBCテロ対処現地関係機関の連携指針」を準用する。

(3) 除染活動

- ア 被災者の除染は、消防、警察等が行い、保健所は必要な助言を行う。
- イ 汚染された場所の除染は、必要に応じて自衛隊に国民保護等派遣要請して行う。

第9節 保健衛生活動

1 防疫活動

医療対策課長は、「大阪府感染症予防計画」及び「大阪府感染症対策マニュアル」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し措置を（感染症の発生状況及び動向に関する調査、市町村に対する指導・指示、貿易に必要な薬品の調達・確保、衛生教育及び広報活動など）実施する。

2 食品衛生監視活動

食の安全推進課長は、食品衛生監視班を編成し、保健所設置市及び食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、下記業務を実施する。

- (1) 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

また、保健所長と連携を密にし、食品の衛生を確保し食中毒の発生を防止するために食品衛生監視員の応援が必要なときは、食の安全推進課職員の派遣を含め、その調整にあたる。

また、食中毒の発生若しくはその疑いが発生したときは「大阪府食中毒対策要綱」等に基づき、発生原因を追究し原因および原因食品の排除について、保健所に助言その他の協力を行う。

また、環境衛生課長は、「大阪府飲料水健康危機管理実施要領」に基づき、飲料水の危機管理に必要な情報の収集と連絡、給水の停止の指示、発生源対策などの措置を実施する。

3 避難住民等の健康維持活動

保健所長は、被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断などに関し、市町村を支援する。

また、D P A T（災害派遣精神医療チーム）と連携し、地域の精神保健活動（こころの健康に関する相談等）を実施する。

4 動物の保護等に関する配慮

動物愛護畜産課長は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」に基づき大阪府災害時等動物救護本部を設置したときは、「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」により、府内市町村及び府獣医師会等関係団体等と動物の救護活動を実施する。

また、動物愛護畜産課長は「危険な動物等事故発生時の対応マニュアル」に基づき、危険な動物の逸走対策などを実施するとともに、動物愛護管理センターにおいて、狂犬病の発生予防や犬による咬傷事故等の防止を実施する。

5 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動等の実施において、府内での対処が困難になった場合は、関西広域連合や他府県に応援を要請する。

第10節 廃棄物の処理

1 し尿処理

環境衛生課長は、各市町村のし尿等収集運搬体制、し尿処理施設等の被災状況等を把握し、適切にし尿処理がなされるよう支援を行う。

し尿等収集運搬体制については、被災市町村からの支援要請により、「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する災害時団体救援協定」に基づき、大阪府衛生管理協同組合へ収集運搬車の支援協力要請を行うとともに、状況に応じ、支援市町村、関西広域連合、他府県、国等に支援を要請する。

し尿等処理体制については、被災市町村からの支援要請により、支援市町村へし尿等処理受け入れを要請するとともに、状況に応じ、関西広域連合、他府県、国等に支援を要請する。

2 ごみ処理及び災害廃棄物処理

資源循環課長は、各市町村・一部事務組合の廃棄物処理施設の被害状況や稼働状況を確認し、府域の一般廃棄物処理能力を把握する。

その後、被災市町村のごみが適正に処理されるよう「大阪府災害廃棄物処理計画」に基づき、府域の地域エリアにおいて、適正にごみ処理がなされるよう、市町村・一部事務組合間の必要な調整を行うなどの支援を行う。

また、府域においてごみ処理できないときは、他の府県や国に対し応援を要請する。

災害廃棄物処理については、資源循環課長は、被災市町村の災害廃棄物処理計画を取りまとめるとともに、処理の進行管理等を行うために全体処理計画を作成し、全体処理計画に基づき、市町村・一部事務組合及び関係団体に対して広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。

また、資源循環課長は、府域で災害廃棄物を処理することが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確保するため、関西広域連合、他の都道府県や国に応援を要請する。

第11節 文化財の保護

1 重要文化財等の被害防止

文化財保護課長は、文部科学大臣指定の重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物等の所有者・管理責任者・管理団体に対し、文化庁長官の被害防止のための命令・勧告を告知するとともに、所有者等からの支援の求めを文化庁長官に連絡する。

2 国宝等の被害防止

文化財保護課長は、文化庁長官から、文部科学大臣指定の国宝・特別史跡名勝天然記念物の被害防止措置の全部又は一部の委託を受けたときは、自らが管理責任者として、安全な場所への移動や管理の強化などを実施する。

3 大阪府指定文化財の被害防止

文化財保護課長は、府教育委員会指定の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の被害を防止するため、大阪府文化財保護条例等に基づき必要な措置を実施する。

第12節 社会秩序の維持

1 住民への呼びかけ

災害対策課長は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に府民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行うほか、必要に応じて、大阪府警察本部にパトロールの要請等を行う。

2 生活関連物資の価格安定等

消費生活センター所長は、生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資・役務）の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次の法令に基づき、適切な措置を実施する。

- (1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
- (2) 国民生活安定緊急措置法
- (3) 物価統制令
- (4) 府消費者保護条例

また、必要に応じて、生活関連物資等に関する情報を消費者に提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 府税の減免等

税務局は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び納税の猶予等、適切な措置を講ずる。

- (1) 申告、納入若しくは納入に関する期限の延長
- (2) 府税の還付又は減免
- (3) 徴収猶予
- (4) 滞納処分の停止、換価猶予

4 就労状況の把握と雇用の確保

労政課長は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、大阪労働局の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

5 生活再建資金の融資等

武力攻撃災害により被害を受けた者が、自力で生活再建等をするに当たり必要となる資金については、生活福祉資金貸付制度（社会援護課）などを被災状況に応じて運用する。

6 応急教育の実施

府教育庁（高等学校課、高校再編整備課、支援教育課、小中学校課、教職員室、施設財務課）は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置を実施する。

また、私学課は、私立学校園が公立学校園に準じた措置を実施するよう指導・助言する。

(1) 教育施設の応急整備

府教育庁（施設財務課）は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保・支援を行う。

(2) 応急教育体制の確立

ア 幼児児童生徒、教職員の被災状況の把握

学校長・准校長は、教職員及び幼児児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育庁と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

また、府教育庁（高等学校課、高校再編整備課、支援教育課、小中学校課）は、幼児児童生徒の転校手続き等の弾力的運用を図るとともに、必要に応じ、国及び他府県教育委員会に対して、幼児児童生徒の受入れについて応援を要請する。

さらに、府教育庁（高等学校課、高校再編整備課、支援教育課、小中学校課、教職員室）は、教職員及び幼児児童生徒の被災状況を把握し、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

イ 学校給食の応急措置

学校長・准校長、府教育庁（保健体育課）は、学校給食の実施に支障がある場

合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

ウ 就学援助等

i 就学援助等に関する措置

府教育庁（支援教育課、施設財務課）は、被災により就学及び学費の支弁が困難となった府立学校の幼児児童生徒に対し、就学奨励費の支給や授業料等の減額又は免除などの措置を講ずる。

また、府教育庁（小中学校課）は、被災により就学が困難となった公立小中学校の児童生徒に対し、学用品を支給するため、市町村教育委員会と連絡調整を行う。

私学課は、私立学校園及び府立大学・高等専門学校を行う就学援助に対して支援するよう努める。

ii 幼児児童生徒の健康管理

府教育庁（教育振興室、小中学校課）及び学校長・准校長は、被災幼児児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5章 特殊標章等の交付・管理


第1節 特殊標章・身分証明書の交付・管理



知事（災害対策課長）は、「大阪府の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、特殊標章及び身分証明書の交付・管理を行う。

1 様式

大阪府の特殊標章は、次に定める腕章、帽章、旗及び車両章とする。

また、身分証明書の様式は、次頁の図のとおりとする。

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	原則として左腕に表示		(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：大阪府 1)
帽章	原則として帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	原則として施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	原則として車両の両側面及び後面に表示 原則として航空機の両側面に表示		

 大阪府知事 Governor of Osaka Prefecture  身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
	印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

2 対象者

知事（災害対策課長）は、国民保護措置に係る職務等を行う者として、次の者に対し、特殊標章及び身分証明書の交付等を行う。

- (1) 府の職員（警察職員を除く。）で、国民保護措置に係る職務を行う者（府職員）
- (2) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者（受託者）
- (3) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者（協力者）
- (4) 知事が指定した指定地方公共機関

3 手続

知事（災害対策課長）は、対象者に対し、次のとおり、交付又は使用許可する。
交付又は使用許可にあたっては、台帳に登録し、適切な管理を行う。

(1) 府職員

知事（災害対策課長）は、特殊標章及び身分証明書を作成して交付する。

(2) 受託者

知事（災害対策課長）は、対象者からの交付申請に基づき、特殊標章及び身分証明書を作成して交付する。

(3) 協力者

知事（災害対策課長）は、対象者からの交付申請に基づき、特殊標章及び身分証明書を作成して交付する。

(4) 指定地方公共機関

知事（災害対策課長）は、対象機関からの使用許可申請に基づき、特殊標章及び身分証明書の使用許可を与える。

対象者	手続	特殊標章		身分証明書 (有効期限)
		腕章・帽章 (交付等の時期)	旗・車両章 (交付等の単位)	
(1)府職員	知事が作成して 交付	必要と認める者に対し 平時に交付	使用される 場所、車両等 ごとに交付	身分を失った ときまで有効
		上記以外は有事に交付		
(2)受託者	対象者からの 交付申請に基づ き知事が作成し て交付	有事に交付		必要と認める ときまで有効
(3)協力者		有事に交付		
(4)指定地方 公共機関	対象機関からの 使用許可申請に 基づき知事が使 用許可作成は各 機関	原則として有事に使用 許可	使用される 場所、車両等 ごとに使用許可	必要と認める ときまで有効
		例外として平時に使 用許可		